

平成26年（2014年）3月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成26年3月5日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成26年3月5日（水）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

（遅刻議員）

6番 入江康仁

不応招議員

10番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	世古雅則	総務課長	堀 秀俊
財政課長	工門利弘	危機管理課長	上野和彦
企画課長	脇 博彦	税務課長	服部峰穂
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷真吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村康二
水道課長	久保健作	海山総合支所長	中場 幹
教育委員長	森本鑛平	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津武幸	生涯学習課長	宮原俊也
監 査 委 員	松永 剛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

12番 松永征也 14番 中津畑正量

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

中本衛議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

なお、10番 東篤布君から、所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。また、6番 入江康仁君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご連絡申し上げます。

中本衛議長

それでは、ただいまから、平成26年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

3月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、1月、2月の町行事への参加及び議員活動、大変ご苦勞様でございました。本日から3月24日までの長期となりますが、健康には十分に留意されまして、慎重審議をお願いするところでございます。

また、町長以下執行部の皆様方には、新年度予算の編成につきましては、本日予定どおりに、新年度予算を提案いただき、大変ご苦勞様でございました。今議会は、新年度予算、補正予算などに加えまして、町長の施政方針に及びます一般質問など、多岐にわたる事件を審議、質問を行う重要な定例会でもございます。各議員におかれましては、独自の資料収集等には十分注意を図り、円滑に議事を進められ、適切な議決に達せられるよう、最後まで慎重なるご審議をお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

中本衛議長

次に、会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

谷議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

おはようございます。

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

平成26年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年3月5日（水曜日）9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 町政の一般説明
- 第6 議案第1号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第7 議案第2号 紀北町地域振興会館条例
- 第8 議案第3号 紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例
- 第9 議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第5号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第6号 紀北町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例
- 第13 議案第8号 紀北町税条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第9号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第10号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第13号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第14号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例
- 第20 議案第15号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例
- 第21 議案第16号 紀北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第17号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第18号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

- 第24 議案第19号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第25 議案第20号 紀北町道の路線認定について
- 第26 議案第21号 紀北町道の路線認定について
- 第27 議案第22号 紀北町道の路線認定について
- 第28 議案第23号 紀北町道の路線認定について
- 第29 議案第24号 紀北町道の路線認定について
- 第30 議案第25号 紀北町道の路線認定について
- 第31 議案第26号 紀北町道の路線認定について
- 第32 議案第27号 紀北町道の路線変更について
- 第33 議案第28号 紀北町道の路線変更について
- 第34 議案第29号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）
- 第35 議案第30号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第36 議案第31号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第37 議案第32号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第38 議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算
- 第39 議案第34号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第40 議案第35号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算
- 第41 議案第36号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
- 第42 議案第37号 平成26年度紀北町水道事業会計予算
- 第43 報告第1号 専決処分の報告について
- 第44 請願案件

議事日程については、以上でございます。

続きまして、会期日程を朗読させていただきます。

平成26年3月紀北町議会定例会会期日程

第1日、3月5日、水曜日、午前9時30分から本会議。開会、町政の一般説明、一般議案上程説明。一般質問の受付開始が午前8時30分から。

第2日、3月6日、木曜日、9時30分、本会議。議案質疑、一般質問の受付締切りが午後1時まで。

第3日、3月7日、金曜日、休会。中学校の卒業式。

第4日、3月8日、土曜日は、休会。休日。

第5日、3月9日、日曜日、休会。休日。

第6日、3月10日、月曜日、9時30分、本会議。議案の質疑、委員会への付託。

第7日、3月11日、火曜日、休会。常任委員会予定日。

第8日、3月12日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第9日、3月13日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第10日、3月14日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第11日、3月15日、土曜日、休会。休日。

第12日、3月16日、日曜日、休会。休日。

第13日、3月17日、月曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第14日、3月18日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第15日、3月19日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第16日、3月20日、木曜日、休会。小学校卒業式。

第17日、3月21日、金曜日、休会。休日。

第18日、3月22日、土曜日、休会。休日。

第19日、3月23日、日曜日、休会。休日。

第20日、3月24日、月曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会となっております。以上でございます。

中本衛議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

中本衛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

12番 松永 征也君

14番 中津畑正量君

のご両名を指名いたします。

日程第2

中本衛議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月5日から3月24日までの20日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月5日から3月24日までの20日間とすることに決定しました。

日程第3

中本衛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る2月25日に議会運営委員会が開催され、3月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会に提案され、受理した案件は、議案については、第1号から第37号までの合計37件、報告1件で、合計38件となっております。

また、請願案件1件を受理しており、所管の委員会に付託することの確認をいただいております。

次に、3月定例会における一般質問通告書の受付は、本日、午前8時30分から午後5時までと、第2日、明日3月6日、木曜日、午前8時30分から午後1時までとなります。

質問の趣旨は具体的に記載することになっております。単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は、受理しないこともありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成25年度普通会計の10、11、12月分と、平成25年度水道事業会計の10、11、12月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。諸報告は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。

東紀州農業共済事務組合議会は、3月26日、水曜日、午後1時から開催。

三重紀北消防組合議会は、3月27日、火曜日、午前10時から開催し、紀北広域連合議会は、午後1時30分から開催。

荷坂やすらぎ苑組合議会は、3月28日、金曜日、午前10時からの開催の予定であります。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、森本教育委員長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、定例会中の行事であります。3月7日、金曜日は中学校の卒業式で、3月20日、木曜日は小学校卒業式があります。その他、幼稚園の卒園式も含めた学校教育関係の一覧表を、各議員の棚に配付させていただいておりますので、ご覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

中本衛議長

次に、日程第4 行政報告について、町長及び教育委員長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、3件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、公金支出差止等請求事件についてでございます。紀北町立紀北中学

校改築事業にかかる、平成24年（行ウ）第9号公金支出差止等請求事件につきまして、平成26年1月30日、津地方裁判所で第7回口頭弁論が行われました。裁判長が被告及び原告が提出した準備書面及び証拠説明書を確認し、今回で弁論を結審しますとの発言の後、原告からは追加の資料を準備しているの、もう一度弁論の日程をお願いしたいとの発言がありました。

裁判長は、弁論は今回で結審し、原告は追加の資料があるのであれば、資料の提出を行ってください。その内容により必要があれば弁論を再開しますと答えています。その後、裁判長からは判決言い渡し期日の指定がされ、平成26年4月10日、木曜日、午前10時に津地方裁判所で判決言い渡しがある予定でありますので、ご報告を申し上げます。なお、第7回口頭弁論における町側の準備書面につきましては、既に議員の皆様にお配りさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、図書の寄贈についてでございます。去る2月27日に、紀伊長島区島原、株式会社平野組様より、紀北町の各小中学校15校へ、地層、ダム・トンネル、橋梁等の建設物、土木技術、環境等の関連図書を町全体で約350冊、150万円分寄贈していただきました。

心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、各学校で有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

次に、寄附金についてでございます。去る1月21日に、紀伊長島区ご出身で、現在、愛知県稲沢市に在住の柳田都子様より、「紀北町のためにお役立てください。」と200万円のご寄附をいただきました。

心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

以上、ご報告いたしまして、3月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

中本衛議長

森本教育委員長。

森本鑛平教育委員長

おはようございます。

紀北町立引本幼稚園の休園について、引本幼稚園の平成26年度における休園について、ご報告申し上げます。

町内3園の園児数は、平成20年度の121名から平成25年度には41名と、6年間で80名減少

しております。特に在園児が少ないのは、海山区の引本幼稚園であり、平成25年度の園児数は4名でございます。

こうした状況を踏まえ、平成26年度については、海山区の各幼稚園で5名未満となる場合、1園での保育となる旨を明示し、昨年11月、広報きほくで、幼稚園児募集を行いました。その結果、引本幼稚園には（4歳児）1名の応募しかなく、園児の保護者の方に状況を説明し、ご理解をいただきましたので、平成26年度は引本幼稚園を休園し、船津幼稚園1園で保育をすることにしました。

なお、引本幼稚園は、平成26年度休園という形をとりますが、平成27年度以降の園の運営及び募集内容については、教育委員会で今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

中本衛議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5

中本衛議長

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、平成26年度当初予算案及び諸議案を提案し、ご審議いただくにあたりまして、町政運営にあたっての基本的な考え方と、主要事業の概要を申し述べさせていただきます。

私は、町長就任以来、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本方針のもと、現場を重視し、住民の皆様との協働によるまちづくりに取り組んでまいりました。今後も、引き続き、紀北町の抱える課題を着実に解決し、まちづくりを進めていく所存ですので、議員の皆様並びに町民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

さて、地方を取り巻く社会経済情勢は、年々厳しさを増しています。

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来が大きな問題とされてから久しくなりましたが、人口減少や高齢化の進展により、社会の活力が低下することが懸念されています。このた

め、現在、中長期的に受益と負担の均衡を図り、持続可能な社会保障制度を確立することをめざした、社会保障と税の一体改革が進められております。その社会保障制度改革の中では、制度の基盤維持に資する少子化対策の必要性と健康寿命の延長実現の重要性が示されておりまして、一人ひとりが、健康管理や疾病予防、介護予防等に自助努力するとともに、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、必要な医療・介護の質・量の確保と、国民健康保険など保険制度の財政基盤安定に努めるものとされております。

また、日本経済の再生と産業競争力の強化をめざし、国の金融財政政策が次々と打ち出されておりますが、内閣府が先月発表した月例経済報告によれば、日本の景気は緩やかに回復しており、今後も回復基調が続くことが期待される一方で、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要やその反動リスクが懸念されているところでございます。また、経済のグローバル化が一層進展する中、T P P（環太平洋経済連携協定）交渉の行方にも注目する必要がございます。

地方経済においては、必ずしも景気回復を実感できているわけではなく、また、これまで海外からの影響を受けることが少なかったことも事実ではございますが、今後は国内ばかりではなく、海外の動きも注視し、持続可能な産業基盤の安定強化を図っていかなければならない時代となってきております。

さらに、近年、全国各地で台風やゲリラ豪雨、竜巻等による想定を超えた大規模な自然災害が頻発しています。こうした災害に備えるとともに、人口減少や社会資本の老朽化等の状況を踏まえ、国土の強靱化を推進するため、昨年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立をいたしました。

また、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧され、内閣府の発表によれば、全国で最大32万3,000人が死亡し、238万6,000棟の建物が全壊もしくは焼失するという甚大な被害の発生が想定されています。このため、国が津波対策に必要な地域を指定し、津波避難施設の整備費を助成すること等により、地方自治体の一層の防災・減災の取り組みを促すことを目的とした、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が昨年11月に成立をいたしました。このように災害に強い社会資本の整備や巨大地震に対する備えが喫緊の課題となっているところでございます。

さて、平成26年は紀北町にとって大きな節目の年となります。私たちが待ち望んでいた紀勢自動車道の紀伊長島インターチェンジ、海山インターチェンジ間が、今月30日に開通することとなりました。これによりまして両区間の時間・距離が短縮され、来年の合併

10周年を控えて、町の一体感が一層高まることが期待されております。合わせて災害時等における命の道、産業や観光を支える元気の道が確保されることとなります。

また、本年7月には熊野古道が世界遺産登録されてから10周年を迎えます。これは古道の保全、継承のあり方を見つめなおすとともに、さらなる情報発信、集客交流を進める絶好のチャンスとなります。こうした状況を踏まえ、紀北町が目的地あるいは立ち寄り地となるよう、魅力あるまちづくりを積極的に進めていく必要があると思っております。

平成26年度は以上のことを踏まえ、これから申し上げる基本的な考え方に沿って、後期基本計画に掲げた3つの重点プロジェクトをさらに進めてまいります。

まず、「犠牲者『0』をめざす、減災のまちプロジェクト」ですが、地震防災対策につきましては、これまで第1ステージとして、より早く、より高くを合言葉に、避難マップを作成し、地震発生時の高台への避難の意識づけを徹底するとともに、各自主防災会からの要望を基に避難路整備等、高台への避難に必要な環境の整備に取り組んでまいりました。

今後はさらに防災対策を進めることとし、第2ステージとして、地震発生時に高台への迅速な避難が困難となる地域への津波避難ビル等の整備による、命を守る取り組みや、紀勢自動車道地域振興施設内への防災拠点機能の確保、浸水区域内にある両消防署の移転整備の検討など、緊急時における行政機能や救助機能等の確保に向けた取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

また、台風や豪雨等による自然災害への対応も含め、排水機場の長寿命化や海岸保全施設の整備、道路の点検や橋梁の耐震化等のハード対策を進めるとともに、これらと合わせて防災教育や防災意識を高める啓発活動等、防災・減災に資するソフト対策に取り組んでまいります。

次に、「交流人口『200万人』をめざす、にぎわいのまちプロジェクト」ですが、平成26年度は紀勢自動車道の開通や熊野古道世界遺産10周年という大きなチャンスを生かした勝負の年だと考えております。

紀勢自動車道の開通は、大都市圏からのアクセス時間を短縮できる一方で、本町が単なる通過点となってしまう危険性もはらんでおります。このため、新たに整備する紀勢自動車道地域振興施設を活用し、紀勢自動車道の通行者に本町の魅力ある物産や食・自然・イベント等を発信することにより、紀北町のまちなか、各地へと誘導する仕組みを確立していく必要があります。

また、熊野古道やその沿線に残るさまざまな歴史・文化の資産、あるいは銚子川と本町が誇る深い歴史・文化や豊かな自然を生かした集客交流をさらに進めていきたいと考えております。とりわけ熊野古道世界遺産登録10周年を記念し、町内外のさまざまな機関、団体等と協力のうえ、さまざまなイベントと連携を図ることにより、地域を盛り上げていきたいと考えております。

さらにスポーツつきましても、充実したスポーツ施設を最大限に活用し、豊かな自然や観光資源、食の魅力といった、紀北町の強みを生かしながら、スポーツ合宿や大会の誘致を積極的に進めていきます。

さらに生産基盤の強化と併せて、地域資源を生かした商品づくりを支援する等、第一次産業、第二次産業を中心に、持続可能な産業の振興、基盤の安定を図ってきたいと考えております。

最後に、「健康寿命『5歳』延長をめざす生涯元気のまちプロジェクト」でございますが、まず町民の皆様が自ら健康の保持や体力の維持に努めていただけるよう、健康づくり活動を充実させていきます。

また、医療費無料化の対象範囲拡大等による子育て支援の充実、紀北作業所の施設改良等をはじめとする、障がい者への支援や高齢者の健康づくり、いきがづくりへの支援、地域での見守り活動の推進等を行い、誰もが安心して暮らせる地域福祉体制の確立をめざします。

さらに、がん検診の無料化や予防接種への助成、あるいは健康相談の実施等により、病気の予防や早期発見、早期治療につながる保健事業を進めてまいりたいと考えております。

こうした基本的な考え方に基きまして、平成26年度の当初予算は、紀勢自動車道の紀伊長島インターチェンジ、海山インターチェンジ間が開通して迎える、新たな時代の幕開けの年ととらえ、厳しい財政状況の中ではございますが、社会情勢を的確に把握し、紀北町が一層飛躍するため、積極的にニーズに対応していくことを基本として、次のとおり編成をいたしました。

平成26年度一般会計予算総額は、95億4,490万7,000円となり、前年度と比較して6億3,834万8,000円の増額となり、7.2%の増となっております。これは紀勢自動車道地域振興施設整備事業や紀北作業所増改修事業負担金等の大型事業のほか、子ども医療費の助成範囲拡大等による子育て支援や予防接種事業の充実、高速道路の延伸や熊野古道世界遺産登録10周年に関連する観光振興推進事業、町外との交流を視野に入れたスポーツ推進事業、

住民に身近な生活環境の整備などを積極的に取り入れた結果によるものでございます。国・県補助金や合併特例債等の有利な起債、財政調整基金等からの繰り入れにより対応してまいります。

それでは、紀北町第1次総合計画の基本目標に基づきまして、主な施策の概要について申し上げます。

基本目標の「自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり」につきましては、最重要課題の1つとして、引き続き町民の皆様が、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、「より早く、より高く」を合言葉に、各自主防災会からの緊急の要望のうち実施可能なものにつきましては、平成25年度までの3年間で、ほぼ対応を完了いたしました。今後も自主防災会からの要望につきましては、適宜対応することとし、引き続き、津波避難路の整備、防災倉庫の設置、海拔表示などを進めていきます。

さらに、平成26年度からは第2ステージとして浸水予想区域にありながら、高台等への避難が特に困難な地域に対しまして、新たに津波避難ビル等の施設整備にも着手をしてまいります。

また、共助の要となる自主防災会活動の定着と一層の活性化を図るため、地域の自主的な避難路整備等の取り組みに対する助成制度を継続し、前年度に引き続き自主防災会の活動を支援してまいります。

そのほか、本町の防災アドバイザーの三重大学の川口淳准教授にご指導・ご提言をいただきまして、防災意識の一層の高揚を図るとともに、地域の特性を踏まえた避難行動への取り組みや、自主防災会などでのさまざまな被害を想定した防災訓練に加え、防災講演会、研修会等の開催、児童・生徒へのタウンウォッチングなどを通じた、防災教育の取り組みを推進し、町全体の防災力強化に努めてまいります。

さらに、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行、県の地域防災計画の見直しを踏まえ、紀北町地域防災計画の見直しを行ってまいります。

次に、環境保全対策では、3R、リデュース、減らす。リユース、繰り返し使う。リサイクル、再資源化を推進し、環境への負荷を提言させ、排出抑制、循環処理等を促進する資源循環型社会の構築が必要とされております。

そのため、ごみ減量の啓発活動といたしまして、イベントへの参加、研修・講座の実施、資源ごみステーションの設置、町広報等による周知を行うほか、住民の皆様にご徹底したご

み減量化や再資源化をお願いするため、ごみの分別や出し方をまとめた「ごみ減量分別ガイドブック」を作成し、各戸に配布することにより、ごみの排出抑制やリサイクルの推進に努めてまいりたいと考えております。

生活排水対策では、合併処理浄化槽の普及・促進に努め、設置に対して引き続き支援を行い、汲み取りや単独浄化槽からの転換を進めてまいります。

また、環境保全のための水質調査、大気環境調査及び廃棄物の不法投棄防止のための看板設置や環境パトロールの強化などを図ってまいります。

漁港海岸保全施設整備では、三浦漁港海岸におきましては堤防本体工事、古戸川水門工事の進捗を図り、矢口漁港海岸におきましては用地の取得を最優先に進めていく予定で、事業の早期完成に努めます。

鍛冶屋又官行造林地の深層崩壊地につきましては、国、県、町の3者協議によりまして対策が進められているところでございます。昨年2月に完成した県による谷止工1基に続き、国による谷止工2基が、昨年12月に完成をいたしました。さらに県による谷止工1基が、本年2月から着工され、計画中のものを併せると6基の谷止工が設置される予定で、今後とも引き続き、切れ目のない対策を進めていくこととなっております。

港湾・海岸整備では、呼崎名倉地区の防潮堤の老朽化対策が完了し、引き続き長島港の江ノ浦大橋耐震化工事が実施され、新たに中ノ島地区において、護岸の補強に向けた対策工事が実施されます。

引本港では、高浜海岸の浸食や船津川・銚子川の河口閉塞について、関係機関に対応を求めてまいります。

河川対策では、県河川事業といたしまして、内頭川の樋門改修、船津川の相賀赤松地区の道路嵩上げが引き続き実施されます。

町管理河川の整備につきましては、「準用河川小松原谷川」の改修が完了いたしまして、「準用河川清水川」の改修を、引き続き実施するとともに、新たに「準用河川 摺地川」の改修を実施いたしてまいります。

土石流対策の施設整備では、「矢口浦・白越谷川」を完了し、新たに「矢口浦・寺ノ谷川」の詳細設計と用地測量が実施されまして、「海野・楠木谷川」の砂防堰堤工事が継続して実施されます。

急傾斜地崩壊対策では、「引本・法面補強」、「長島・法面補強」及び「松本、新町地区」における対策工事が引き続き実施されます。

県の道路事業では、「矢口浦上里線」及び「長島港古里線」及び「国道422号十須地区の道路拡張工事」が引き続き実施されるところでございます。

町の道路事業では、住民生活に密着した道路の改良や舗装など、必要性や優先度を踏まえつつ整備を進めてまいります。引き続き「汐見1号線」、「本地7号線」、「小山3号線」の道路整備を行うことともに、新たに「上里大湯5号線」、「井ノ島5号線」の道路整備や「相賀小浦線」、「長島下地線」及び「松本本町線」の舗装事業を行います。

また、町における主要道路について、適切な点検により現状を確認し、その結果に基づく的確な修繕を実施するために、町道におけるストック総点検を新たに実施いたします。

さらに、これまで実施してまいりました橋梁長寿命化計画に基づきまして、新たに「新前柱橋」と「鹿焼橋」において耐震化と長寿命化の修繕工事を実施いたします。

町営住宅では老朽化が進む町営住宅の現状を確認し、その結果に基づく的確な修繕計画を策定するために、新たに町営住宅の長寿命化計画策定を行います。

水道事業では、平成23年度に策定した紀北町水道基本計画に基づきまして、年次計画を立て管路の布設替えや施設の更新等に努めてまいります。平成26年度におきましても、漏水等で問題の多い箇所を中心に、管路や施設の更新を着実に実施し、安定した水道水の提供に努めてまいります。

また、近い将来に発生が危惧される大地震等への備えといたしまして、水道施設が使用できなくなった場合の緊急対策に、河川等の水を安全な飲料水として提供できる、緊急浄水装置の整備も行います。

地方公営企業会計は、46年ぶりに大幅改正されまして、平成26年度から新会計制度に全面移行をいたします。それに向けて、勘定科目の見直しや会計システムの構築等を進めておりますが、これによりまして、今後一層、企業会計に近い事業運営が求められるため、事業の実施にあたっては、給水人口の減少による水道事業収益の減少等を十分考慮しながら、長期的な収支バランスの見通しを立て、経営基盤を強化して、健全な事業運営に努めてまいります。

次に、「互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり」についてであります。

子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育ての孤立化や、育児不安などの問題が生じているなか、少子化対策といたしまして「安心して子どもを生み、健やかに育むまちづくり」の基本理念のもと、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを推進してまいります。

このため、地域における子育て支援といたしまして、保育所、子育て支援センターはもとより、町内2箇所に設置された放課後児童クラブなど子育ての福祉サービスに対する支援を引き続き実施をしております。

また、子育て世代にある方が、安心して子どもを産み育てる環境を整備するため、本年度は県補助金を活用して、紀北町独自の「結婚」「妊娠・出産」「子育て」に特化した先駆的なポータルサイトを開設することで、情報一元管理し、現在から未来におきまして、子育て世帯となる方々に情報提供を行える仕組みを構築しております。

また、子ども医療費につきましては、小学校卒業までの入院、通院費に加えまして、昨年9月から中学生の入院についても無料化を実施しているところでございますが、本年9月からは無料化対策を中学生の通院費と、18年度末までの子どもの入院費に拡大をいたしまして、医療費負担の軽減を図ることで子育て支援の充実に努めてまいります。

高齢者福祉施策におきましては、高齢者の安全や見守り等に資する事業といたしまして、緊急通報装置の設置事業、配食サービス事業、緊急医療情報キットの配布・更新等を継続し、安全対策を推進しております。さらに、「地域介護予防活動支援事業」による健康保持への活動や、民生委員や地域包括支援センター等の協力による、「地域での見守り活動」の推進を図ります。

障がい者福祉施策では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの介護・訓練等給付事業等をはじめ、じん臓機能障害による人工透析など、通院に要する経済的負担を軽減するための助成につきましても、引き続き実施をいたしております。また、紀北広域連合の障害者支援施設整備計画に基づく紀北作業所の増改修につきましては、昨年度に工事設計が完了し、本年度は増改修工事に着手し、年度内の完成をめざすとともに、ゆめ向井工房や分場瑠璃ヶ浜の整備計画についても、積極的に進めてまいります。

次に、町民の皆さまの健康づくり事業につきましては、「紀北町民ウォーキングの会」を中心として、さらなる会員登録を促すとともに、毎月第3日曜日をウォーキングの日と定め、ウォーキングの推進に努めているところでございます。今後も健康運動指導士等の指導のもとで開催するとともに、参加された方々が、日頃からそれぞれの地域で明るく楽しくウォーキングをしていただく習慣が定着するよう引き続き努めてまいります。

また、紀北町オリジナル健康体操の「きほく活活体操」も、ウォーキング教室に取り入れておりまして、行政放送で放映するなど、さまざまな機会をとらえて周知・活用を図り、より多くの住民が健康づくりに取り組んでもらえるよう働きかけてまいります。

予防接種事業につきましては、乳幼児の健康増進子育て世帯支援の目的で、昨年度から従来の接種事業に加えまして、おたふくかぜ、水痘、ロタウイルスワクチン接種の一部助成を実施しておりますが、さらに本年度は接種費用の高額なロタウイルスワクチン接種への助成額を増額いたします。

各種がん検診事業では、肺がん、大腸がん検診の個人負担の無料化を実施してまいります。また、各種がん検診と若者検診、骨密度測定等を同時に、休日に実施することで、受診者の利便性に努め、受診率の向上を図ることにより、がんの早期発見、早期治療につながる検診体制づくりに努めてまいります。

また「働く世代の大腸がん検診推進事業」や「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」につきましても、引き続き検診の重要性を啓発し、受診率の向上を図ります。

国民健康保険事業では、医療費適正化対策といたしまして、受診要望が多かった、脳ドック検診の人数枠を拡大して、昨年度に引き続き実施するとともに、特定健康診査等各種がん検診の同時開催によりまして、特定検診受診率の向上を図ってまいります。

さらに、特定保健指導に加えまして、人工透析が必要となるじん臓機能障害に移行しやすい糖尿病や高血圧症の方を特定健康診査の結果やレセプト等からリストアップし、重症化予防に向けた生活習慣の改善のため、個別保健指導・相談の充実を図り、病気の予防はもとより病気の早期発見・早期治療による医療費の抑制に努めてまいります。

また、県内でも東紀州地域の自殺率が高いという現状をふまえて、引き続き防止のための啓発事業を実施いたします。

次に、「地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり」についてでございます。紀勢自動車道が全線開通すると、これまでの国道42号通行者の多くが、高速道路に移行してしまい、街中の通行量が減少すると考えられ、本町が単なる通過地となり、町内の既存商店への影響が大きく、町全体の活力が低下してしまうことが懸念されるため、本町のPRと地域の活性化を目的に、三浦地内に紀勢自動車道地域振興施設を建設してまいります。

本施設は物産振興機能と物産の販売及びPR、飲食の提供などを行い、街中への誘客をめざす、自然・歴史・文化・観光・物産等、紀北町のさまざまな情報発信機能、大規模災害発生時の防災拠点機能を併せもつ施設といたしたいと考えております。

農業振興施策におきましては、農用地内を対象に、県営中山間地域総合整備事業を中心とした事業の実施や、農業生産基盤として農業用水路や揚水機の改修を行うとともに、安定的な利水ができるように施設の維持管理に努めるほか、土地改良施設維持管理適正化事

業・農地防災事業・一般土地改良事業等によりまして、農業施設の維持管理に努めるとともに、県営農村地域防災減災事業によりまして、町内6排水機場の機能診断を実施する予定となっております。

また、農地制度実施円滑化事業によりまして、生産農家における農地の利用状況、耕作状況を把握するとともに、人・農地プラン事業によりまして、新規就農者への支援、耕作放棄地解消のため農地集積への支援を進めてまいります。

さらに伊勢農業協同組合紀北事業部を中心に、生産者、県、町で構成された営農連絡会におきまして、耕作放棄地の解消を始めたとした諸課題について、膝を交えた議論を行い、生産者の方々の意見に耳を傾けたうえで、町農業施策へ反映していきたいと、そのように思っております。

有害鳥獣対策におきましては、猟友会と連携を図りまして、農作物等に被害を与えている、サル・イノシシ・シカ等の適切な駆除に努めるとともに、獣害防止用のために設置する電気柵等の資材費用の助成や、国の制度を活用した大規模柵の設置について、鳥獣害防止総合対策事業を推進し被害の軽減に努めてまいります。

林業振興施策では、本年4月1日から始まります、「みえ森と緑の県民税」を財源とした、市町交付金事業を活用し、自治会などが行う人家裏危険木伐採事業、地域住民などが行う集落周辺森林整備事業、森林組合などが行う森林観光教育事業への補助を行うほか、紀勢自動車道地域振興施設木製品品の整備を行ってまいりたいと思っております。

また紀勢自動車道地域振興施設建設事業におきましては、地域山木材の供給不足を補うために、町有林の主伐を視野に入れ検討を進めるとともに、今後の町有林の主伐計画につきましては、引き続き調査を行い、今後策定をいたします紀北町森林経営計画に反映してまいりたいと思っております。

さらに木質バイオマスの利用促進は、林業の活性化の大きな柱の1つでありまして、その促進を図るために、ストックヤード等の活動拠点の整備を、国の制度を活用した森林・林業再生基盤づくり交付金事業により支援をいたします。

継続事業といたしましては、林道安全対策管理助成事業・造林事業などにより適正な森林の管理を促進し、持続的な生産を行う「生産林」整備と、森林環境創造事業・森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業などを推進し、CO₂の吸収による地球環境の保全、森林の有する多面的機能を重視し、公益的機能の向上を図る「環境林」の整備に取り組んでまいります。

地域産材の利用拡大を図るため、地域産材を使用して住宅を建築された方に、紀北町木造住宅建築促進事業補助制度によりまして助成し、さらなる林業振興と地域経済の活性化に努めてまいります。

水産業振興施策では、引き続き種苗の放流や藻場等の調査、漁業近代化利子補給事業、三重外湾漁協合併に伴う支援、外国人漁業研修生受入対策事業、漁業担い手対策事業、漁港の維持管理事業などを、三重外湾漁業協同組合紀州支所、海野漁業協同組合と連携をいたしまして、漁業生産基盤の整備及び水産資源の増殖に努めることによりまして、水産業の振興を図ってまいります。

さらには、水産業の活性化を図ることを目的に設立された、紀北町長島地区産地協議会におきまして、三重外湾漁業協同組合の経営努力による体質強化が図られていることも踏まえ、同紀州支所をはじめ水産関連団体とともに、地域経済への波及効果の大きい地元船の入港促進、員外船の入港誘致など、具体的な諸課題に優先的に取り組みまして、紀北町の基幹産業である水産業の活性化を図ることにより、地域経済の活性化を図ってまいります。

安倍政権の金融財政政策「アベノミクス」により、全国的には、景気は上向傾向にありますが、当地域に目を向けますと、円安による燃料価格の上昇など、景気の回復については、なかなかその実感が無いのも事実でございます。このような中、住民の皆様が景気の回復が実感できるような政策を進めていく必要があると考えております。

商工振興施策では、本年4月1日に、紀北町商工会と御浜町商工会が全国にも例を見ない飛び地という形で合併をいたしまして、新たに「みえ熊野古道商工会」が発足いたしますが、紀北町並びにみえ熊野古道商工会、さらには御浜町を含めた連携によって、商工業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。引き続き小規模企業指導育成事業による支援を行ってまいります。

地域活性化につきましては、主要産業である農林水産業の振興はもとより、そこで生産される産品に付加価値を付け、広く町内外に売り出していくことで、外貨を稼ぐことが必要でありまして、地域物産のブランド化に向けた取り組みを進めてまいります。

「年末きいながしま港市」につきまして、今年もさらなる集客と売上の増加をめざし、実行委員会を支援してまいります。

昨年度から町内事業者の経営の安定と改善のため実施している小規模事業者経営改善資金、いわゆる「マル経資金」に対する利子補給につきましては、対象を拡大し、生活衛生関係営

業経営改善資金特別貸付を追加いたしましたして、事業者の皆様の経営の安定化などに配慮してまいります。

観光振興施策では、紀勢自動車道の全面開通によりまして、目的地となる地域やイベントは時間距離が短縮され入込客の増加につながるものの、国道42号沿線の施設などは大変苦戦することが予想されることから、昨年1,400万人が訪れた伊勢神宮のお陰年や、熊野古道が世界遺産に登録されて10周年の記念すべき年である絶好の機会を活用いたしまして、目的地として、また立ち寄っていただけるように、紀北町の魅力をこれまで以上に発信していく必要があります。

紀北町観光協会に委託してきた観光振興PR活動事業では、これまで雇用されてきた職員が蓄積してきた人脈やノウハウを十分に活用しながら、観光PRに限らずメディアへの働きかけ、ツアー造成などさまざまな形で誘客につなげていきたいと思っています。

その1つとして、熊野古道10周年に向けたキャンペーンや、第4回きほくラブめし決定戦を実施しております。

これに加え、昨年から実施している、三重県熊野古道世界遺産登録10周年記念事業、毎週土曜日の熊野古道無料ガイド、熊野古道シャトルバス運行事業につきましても、引き続き実施してまいります。

また、平成25年度に漫画家一色登希彦、元町夏央、両先生にお願いして製作を進めてきた、「漫画で紹介するきほくの旅」、内山りゅう先生にお願いした「銚子川のスライドショー」、紀北町観光協会に委託して製作した「きほくのお土産帖」などの成果品に加えまして、これまで製作した地魚マップ、水が育む紀北町などの情報誌も活用しながら、紀北町をどんどんPRし、売り込んでいきたいと考えております。

さらには、平成26年度においては、銚子川の魅力を伝える生き物を題材としたスライドショーの製作を実施するとともに、銚子川に来ていただく車両を、鷺毛側から誘導するための看板の設置を考えております。

情報発信につきましては、平成25年度に引き続き、三重テラスを活用したPRに加え、今年で4年目を迎え、定着してきたFM三重の番組「ほっと紀北町」と三重テレビの「旬感みえ」を本年度も継続していくほか、個人向けの観光ツアーの造成を検討してまいります。

何よりも、今年是世界遺産登録10周年を迎える記念すべき年となることから、この機会を十分に活用しながら、紀北町の魅力を広く全国にPRし、地域製品の販売拡大並びに集

客に結びつけていきたいと考えているところでございます。

スポーツ振興施策といたしましては、スポーツ合宿の誘致・拡大のため、スポーツ施設や宿泊施設の予約など一元化し、最適な合宿プランを提供する体制づくりを進めるとともに、合宿パンフレットやチラシを活用して、誘致活動を進めてまいります。

また、平成27年3月には、日本ソフトボール協会主催の第8回全国春季小学生女子ソフトボール大会が紀北町を中心に開催されることから、地元のソフトボール協会と協力をし、全国大会を成功に導き、全国から訪れる選手、指導者、保護者たちを町をあげてもてなすとともに、町内のスポーツ施設や宿泊施設、観光資源等をPRし、今後のスポーツ交流や合宿誘致につなげてまいりたいと考えております。

さらに平成33年に、三重県で開催される第76回国民体育大会につきましては、少年女子ソフトボール競技の誘致を推進するとともに、開催に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、「豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり」についてであります。

学校教育では、「生きる力」の育成のために創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視した教育を推進してまいります。

特に学力向上につきましては、すべての小中学校において学級満足度調査を実施し、承認感や安心感、学習意欲など児童・生徒の内面的な理解を深めるとともに、中学校1・2年生を対象に到達度調査を実施し、個別指導や授業改善に生かしてまいりたいと考えております。

また、中学校に図書館司書を配置し、学校図書館の環境整備はもとより、読書活動の推進や図書館を活用した授業の充実を図ります。

子どもたちが豊かに、安全で安心して学べる学校環境づくりのために、学校施設の充実や整備、通園通学路の安全確保の推進等、総合的な教育環境の向上をめざしてまいります。

学校施設の耐震化につきましては、「紀北町学校施設耐震整備計画」に基づきまして、すべての学校施設の耐震化が完了いたしましたが、昨年度、実施いたしました非構造部材、天井・照明器具・外壁・内壁等の安全点検結果に基づきまして、必要に応じた改修を計画的に進めてまいります。本年度は小学校4校、中学校1校の改修を実施いたしまして、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

また、各幼稚園、小中学校の老朽化が進んでいる施設につきましては、適切な施設の修

繕整備を実施するとともに、すべての児童・生徒それぞれに個人の尊厳が重んじられ、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが一緒に学び、互いに尊重しあう感性を育むために、同じ教室で教育を受けることができるよう、介助員の配置を引き続き行うなど、総合的な環境整備に努めてまいります。

生涯学習につきましては、生きがいをづくりや余暇充実のための生涯学習講座や公民館講座などの学習機会の充実に努めるとともに、少子化や共働きなどの社会や家庭環境の変化に対応するため、いきいき子ども学園の開催など、子どもの居場所づくりに努めてまいります。

文化・芸術につきましては、文化協会が文化団体等の支援や、町民文化展や芸能のタベなど発表する機会の提供に努めるとともに、演劇・演奏会の開催など多様な芸術・文化に触れる機会の提供に努めてまいりたいと思っております。

青少年の育成では、青少年育成連絡会議などの関係団体と連携して、街頭指導やパトロール、あいさつ運動等を推進するとともに、親子共同体験や家庭教育に関する講演会等の開催に努めてまいります。

町指定文化財等の貴重な文化財につきましては、保全と保護に努めるとともに、住民啓発に努めてまいります。

本年7月に世界遺産登録10周年を迎える熊野古道につきましては、小中学校の学習機会の充実や熊野古道ウォークの開催など、住民啓発を推進するとともに、古道の会等と連携してその保全に努めます。また、古道の安全性を確保するため、危険木調査を行いまして、伐採などの適正管理に努めます。

生涯スポーツにつきましては、スポーツ施設の整備・充実に努めるとともに、健康スポーツクラブ等による教室の開催、体育協会やスポーツ少年団等の関係団体への支援、全国大会等選手派遣支援、優秀成績者の表彰などを行うことによりまして、スポーツ振興と健康づくりに努めてまいります。

次に、「自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり」であります。

本町の財政状況は、合併直後の厳しい状況を憂慮して、議員や町民の皆様方の理解を得ながら推進してきた行財政改革の実施等によりまして、当時と比べるとかなり改善されてまいりましたが、今後、普通交付税の合併算定替えや、環境関係施設の更新を控え、それらを考慮した財政運営をしていく必要がございます。財政構造の硬直化が進むと、臨時的な財政需要に対応する自由度が失われることになることから、引き続き財政の健全化に向

け、行財政改革を推進するとともに、有利な起債や補助金等を活用して、住民の皆様のニーズに積極的に応じていきたいと考えております。「最小の経費で最大の効果を挙げることを」を念頭に、将来負担の軽減を図りながら、自立できるまちづくりに努めていきたいと思っております。

以上、紀北町第1次総合計画の基本目標に基づきまして、主な施策について申し上げます。

これまで4年間、学校耐震化を含めた各種の防災対策、紀勢自動車道延伸への対応、観光振興、健康づくり、スポーツ振興など、さまざまな施策に真摯に取り組んでまいりました。

このほかにも多くの課題がございますが、将来を見据え、副町長、教育長及び全職員が一丸となりまして、より一層、町政の運営に邁進していく所存でございます。

まもなく待望の近畿自動車道の紀伊長島インターチェンジ、海山インターチェンジ間が開通し、これにより両区の時間距離が近くなります。また、昨年、各地域協議会から地域自治区のあり方について答申をいただいたところでございますが、今後この答申を踏まえ、議員の皆様、住民の皆様と議論を重ね、方向性を定めていきたいと考えているところでございます。

紀北町がますます明るく元気で希望の持てる町になるため、議員の皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。私の町政運営にあたっての基本的な考え方及び主要事業の説明を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

中本衛議長

以上で、町政の一般説明を終わります。

中本衛議長

ここで、10時50分まで休憩します。

(午前 10時 34分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 50分)

日程第6～日程第42

中本衛議長

お諮りします。

日程第6 議案第1号から、日程第42 議案第37号までの37件の議案については、提案者から提案理由の説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、議案37件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、まず提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました、各議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、紀北町条例に規定している公の施設の利用率・利用料金等を改正することから、本条例を定める必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号 紀北町地域振興会館条例であります。旧紀伊長島総合支所を紀北町地域振興会館として使用することから、本条例を定める必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例でございますが、災害に強い森林づくり等を推進する施策に要する経費の財源に充てるための基金を設置することから、

本条例を定める必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例であります。事務改善及び条文の整理等をし、より円滑な情報公開制度とすることから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。事務改善及び条文の整理等をし、より円滑な個人情報保護制度とすることから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。勤務1時間あたりの給与額の計算を労働基準法等で定められた方法にすることから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、条例中に引用する法律の条項番号を改正することから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 紀北町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部改正に伴い本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。子ども医療費助成の対象者を拡大することから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例であります。道路占用料の改定等をするところから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例であります。福島復興再生特別措置法の改正に伴い、条例中に引用する法律の条番号を訂正することから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、条例中に引用する法律の条項番号を訂正することから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例であります。消防組織法の改正

に伴い条例中に引用する法律の条項番号を訂正すること等から、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報賞金の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。語学指導等を行う外国青年の給料及びその支給方法を見直しすることから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 紀北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例であります。社会教育法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、条例中に規定する料金を改定することから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例であります。消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、条例中に規定する分担金を改定することから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。損害賠償の額を決定し和解するにあたり、地方自治法第96条第1項第12号及び同項第13号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。本件につきましては、昨年ご報告申し上げた、現場事故でございますが、信用失墜にあたる重大な事故と認識いたしております。後ほどご説明いたします専決処分の報告と合わせ、当該事故では最終の損害賠償の支払いとなりますが、現在も注意喚起ほか必要な手当を講じているところであります。大変申し訳ございませんでした。

議案第20号から議案第26号 紀北町道の路線認定について及び議案第27号から議案第28号 紀北町道の路線変更についての9案件であります。紀勢自動車道紀勢線事業により、国土交通省が整備した側道の移管に伴い、町道として管理したいことから、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,337万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億7,410万円といたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ192万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8,806万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,472万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,310万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ512万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,744万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算であります。予算総額を、歳入歳出それぞれ95億4,490万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります。予算総額を、歳入歳出それぞれ29億3,457万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。予算総額を、歳入歳出それぞれ5億5,894万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。予算総額を、歳入歳出それぞれ1億6,818万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号 平成26年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出につきましては、収入では水道事業収益を3億269万1,000円とし、簡易水道事業収益を1億4,413万1,000円に、支出では水道事業費用を4億9,993万円とし、簡易水道事業費用を1億1,949万4,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入では資本的収入で1億3,776万6,000円

に、支出では資本的支出で3億7,286万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、37件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせますので、何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

訂正をお願いいたします。議案第35号でございます。平成26年度というべきところを、平成25年度と申し上げたそうですので、平成26年度と訂正をよろしくお願いを申し上げます。以上です。

中本衛議長

続いて、議案の内容説明を求めます。

議案第1号についての内容説明を求めます。

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

それでは、議案第1号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例

消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由としましては、消費税及び地方消費税の引上げに伴い、紀北町条例に規定している公の施設の使用料・利用料金等を改定することから、本条例を定める必要が生じたためであります。

本条例は地方自治法第245条の4第1項による国からの助言により、平成26年4月1日から消費税等の5%から8%への引き上げに伴い必要とされる使用料等の改定をするものであり、本町において対象となる24条例を一括して改正するためのものであります。

2ページから10ページは改正文であり、紀北町条例の条例番号の早い順番に1条から24

条により各条例の一部改正を行うものであります。

11ページから45ページには、それぞれの条例の新旧対照表を示させてもらっておりますが、内容につきましては新旧の比較をわかりやすくお示しした、お手元に配付させていただきました消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例、説明資料に基づき説明をさせていただきたいと思っております。

まず今回の改正の基本的な考え方を申し上げますと、使用料等で法的に消費税の非課税となる料金を除き、現在の設定料金は5%の内税を含むものであることから、消費税を含まない料金を8%転嫁した場合の料金を計算し、10円未満の端数を切捨てした内税方式による金額改定を行っております。

したがって、8%転嫁しても端数処理で結果的に金額が変わらないものにつきましては、料金改定はないものでございます。また、一部例外の改正によるものもございまして、順次説明をさせていただきます。

それでは説明資料の1ページをご覧ください。料金の黒字が旧条例、赤字が改正後、新条例の金額、料金となっております。よろしいでしょうか、こちらのほうお願いいたします。

第1条 紀北町町民センター条例の一部改正であります。

大会議室の使用料、1回（3時間以内）3,700円を3,800円に。超過料（1時間当たり）1,540円を1,580円に。小会議室は、1回、1,230円を1,260円に。リクリエーション室1回、610円を620円に。相談室も同様であります。また、料理教室、1回、2,470円を2,540円に改正するものであります。

続きまして、第2条 紀北町老人福祉センター条例の一部改正であります。

教養娯楽室・栄養指導室は、1日1回につき1,230円を1,260円に。集会室は3,700円を3,800円に改正するものであります。

2ページをご覧ください。

第3条 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正であります。

1. 廃棄物の手数料の1ごみ等、(1)一般家庭系は、特定家庭用機器再商品化法施行令に規定する特定家庭用機器廃棄物運搬分1個につき1,000円を1,020円に。

使用料、(2)事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の搬入分のウ廃材は、最大積載量500kg以下の車両1台につき1,100円を1,130円に。最大積載量500kgから1000kgの車両1台につき2,100円を2,160円に。最大積載量1000kgから2000kgの車両1台につき4,100円を4,210円に。

最大積載量2000kgを超える車両、1台につき4,100円を4,210円に。最大積載量1,000kgまでごとに2,000円加算を2,050円に改正するものであります。

3ページをご覧ください。

第4条 紀北町種まき権兵衛の里条例の一部改正であります。

屋外展示室・大研修室は、1日1回につき、使用料1,000円を1,020円に。小研修室は800円を820円に。茶室は3,000円を3,080円に。ずんべら亭は1月1万円を1万280円に改正するものであります。

第5条 紀北町多目的会館条例の一部改正であります。

研修室(1)の使用料、4時間以内1,570円を1,620円に。4時間から8時間3,150円を3,240円に。18時から21時30分、2,100円を2,160円に。研修室(2)から構内は1,050円を1,080円に、2,100円を2,160円に、1,570円を1,620円に改正するものであります。

第6条 紀北町島勝漁村センター条例の一部改正であります。

研修室の使用料は、1日1回につき、1,260円を1,290円に。生活改善室は2,520円を2,590円に。図書室兼娯楽談話室・実験研究室は630円を640円に。

4ページをご覧ください。

教養室1,260円を1,290円に。大集会室3,780円を3,880円に改正するものであります。

続きまして5ページをご覧ください。

第7条 紀北町都市公園条例の一部改正であります。

本条例中、公園施設を設置または管理する場合及び都市公園を占有する場合の使用料につきましては、内税方式ではなく、外税として消費税を転嫁することとし、今回の改正では公園施設を設置または管理する場合、1㎡につき1年730円を700円に。都市公園を占有する場合の使用料で、鉄塔を設置する場合630円を600円に。電柱・支線・支柱を設置する場合730円を700円に。標柱その他これらに類するものを設置する場合、840円を800円とし、備考に、

- 1 占有期間が1年未満の端数がある場合は、月割により計算し、1月未満の端数がある時は1月として計算する。
- 2 1mまたは1㎡未満の端数は切り上げて計算する。
- 3 許可の期間が1月未満である時は、消費税等を徴収し、この表の年額占有料をもって計算した額に消費税等に相当する額を加算した額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が1月以上である時には、消費税等を徴収しない。

4 1件の占用料金が100円未満のものについては100円とする。

5 特別の事情その他によって、この表により難いとき、またはこの表に定めのないものは、その都度町長が評定するとしております。

一方、都市公園において行為をする場合につきましては、業として行う写真撮影は、写真機1台につき、1日520円を530円に。業として行う映画の撮影、1日3,150円を3,240円に。競技会・展示会・博覧会・集会・その他これらに類する催しを行う場合1件につき、1日520円を530円に。

6 ページをご覧ください。テニスコートは1面1時間につき、夜間照明料金420円を430円に、野球場1時間につき夜間照明料金1,050円を1,080円に改正するものであります。

第8条 紀北町準用河川管理条例の一部改正であります。

土石等採取料金表の転石（割石を含む）料金は、控長60cm以上のもの1立米につき1,000円を1,020円に。また河川海岸等土地水面占用料金表は、備考の3項のあとに、4項 許可の期間が1月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料をもって計算した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が1月以上であるときには、消費税及び地方消費税は徴収しないを追加し、7ページをご覧ください。

流水占用料は工業用1リットルにつき、年額占用料金2,000円を2,050円に改正するものであります。

第9条 紀北町普通河川管理条例の一部改正であります。本条例は、第8条 紀北町準用河川管理条例とまったく同様の改正でありますので、省略をさせていただきます。

8 ページをご覧ください。

第10条 紀北町立公民館条例の一部改正であります。

別表第1 東長島公民館は、研修室1から談話室・展示室は、午前（8時30分から12時）840円を860円に。午後（13時から17時）1,050円を1,080円に。夜間（18時から21時30分）1,570円を1,620円に。全日（8時30分から21時30分）3,150円を3,240円に。

大集会室、午前4,200円を4,320円に、午後5,250円を5,400円に、夜間6,300円を6,480円に、全日12,600円を12,960円に。舞台、午前1,050円を1,080円に、午後1,260円を1,290円に、夜間1,570円を1,620円に、全日3,150円を3,240円に。会議室、午前1,260円を1,290円に、午後1,570円を1,620円に、夜間2,100円を2,160円に、全日4,200円を4,320円に改正するものであります。

海山公民館につきましては、ホール、午前（9時から12時）8,240円を8,470円に。午後（13時から17時）8,240円を8,470円に。夜間（18時から21時30分）12,360円を12,720円に。終日（8時30分から17時）15,450円を15,890円に、（8時30分から21時30分）20,600円を21,180円に、冷暖房（1時間）3,090円を3,180円に。研修室（小）は、すべて820円を850円に。研修室（大）はすべて1,230円を1,270円に。ホワイエはすべて1,850円を1,910円に改正するものであります。

9ページをご覧ください。

引本公民館は、講堂1日1回につき3,700円を3,810円に、研修室はいずれも1,230円を1,270円に。料理教室2,470円を2,540円に。その他の公民館は、会議室1日1回につき300円を310円に改正するものであります。

別表第2、1附属施設使用料（東長島公民館）のア冷暖房、1階の大集会室は、午前・午後・夜間とも5,250円を5,400円に。全日15,750円を16,200円に。舞台は、午前・午後・夜間とも1,050円を1,080円に、前日3,150円を3,240円に。調理室・図書室は520円を540円に、全日1,570円を1,620円に。2階研修室は、1階調理室・図書室と同様で、会議室は1階舞台と同様であります。

10ページをご覧ください。

イ附属設備は、ガス・水道・器具（調理室のみ）は、午前・午後・夜間とも520円を540円に。全日1,570円を1,620円に。ピアノ（調律料を除く）音響一式はいずれも2,100円を2,160円に。全日6,300円を6,480円に。照明機器一式3,150円を3,240円に。全日12,600円を12,960円に改正するものであります。

2照明設備使用料（海山公民館）ア個別料金は、ボーダーライト1列700円を720円に。ボーダーバトンほかは、それぞれ500円を510円に。 Horizont ライトほかは、それぞれ2,000円を2,060円に。フロントサイドスポットほかは、それぞれ1,500円を1,540円に。センターピンスポット900円を920円に。ミニエフェクトスポットライト300円を310円に。スパイラルマシンほかは、それぞれ200円を210円に改正するものであります。その他は200円を210円に改正するものであります。

11ページをご覧ください。

イ セット料金はAセット5,500円を5,650円に。Bセット6,700円を6,900円に改正するものであります。

3 舞台設備使用料（海山公民館）は、16mm映写機1台1,500円を1,540円に。スクリーン

1 基500円を510円に。指揮者台（譜面台付）、12ページをご覧ください。演壇、それぞれ200円を210円に。ピアノヤマハC 5、3,000円を3,080円に改正するものであります。

4 音響設備利用料（海山公民館）は、音響システム一式ほかそれぞれ1,500円を1,540円に、マイクロホンほかそれぞれ500円を510円に、音響機材持込費一式3,000円を3,080円に改正するものであります。

第11条 紀北町体育館条例の一部改正であります。

入場料等を徴収する場合、1時間につき2,100円を2,160円に。その他の場合、420円を430円に改正するものであります。

13ページをご覧ください。

第12条 紀北町島勝浦体験イベント交流施設条例の一部改正であります。

施設使用料（日帰り利用）1人1,050円を1,080円に。施設使用料（1泊2日）3,150円を3,240円に。体育館使用料、1回2,100円を2,160円に。また備考の宿泊により施設を利用する場合において、2泊以上の宿泊をするときは、2泊目以降については、1泊につき加算する金額3,150円を3,240円に改正するものであります。

第13条 紀北町ふれあい広場マンドロ条例の一部改正であります。

製作場は、午前（8時30分から正午）3,150円を3,240円に。午後（正午から18時）4,200円を4,320円に。夜間（18時から21時30分）5,250円を5,400円に。全日（8時30分から21時30分）10,500円を10,800円に。企画室・映写室は、午前1,050円を1,080円に、午後1,570円を1,620円に、夜間2,100円を2,160円に、全日4,200円を4,320円に。ラウンジロビー、午前2,100円を2,160円に、午後3,150円を3,240円に、夜間4,200円を4,320円に、全日8,400円を8,640円に改正するものであります。

第14条 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部改正であります。

林間オートサイト、1日の基本料1,500円は1,550円に。また次の林間オートサイト（ワイド）につきましては、このほどサイト面積を5m×5mから5m×7mのワイドサイトを設けましたので、基本料金1,850円とし、その他は同様料金とする欄を追加しております。

14ページをご覧ください。

続いて、デイサイト1,000円を1,050円に。オートサイト（電源あり）3,000円を3,100円に。オートサイト（電源なし）2,000円を2,100円に。コテージ（8人用）15,000円を15,500円に、コテージ（6人用）12,000円を12,300円に、コテージ（5人用）横山、10,000円を10,300円に、コテージ（5人用）平尾につきましては、このほど風呂を完備し

たことから、基本料金11,800円、その他は同様とする欄を追加しております。バーベキュー施設、1時間あたり500円を750円に、コインランドリー（洗濯機）は、（洗濯機）の表記のみを追加し、コインランドリー（乾燥機）は、1回あたり100円を追加する改正をするものであります。

15ページをご覧ください。

第15条 紀北町きいながしま古里温泉条例の一部改正であります。

当日券（1人）、大人は500円を510円に、老人・障害者は400円を410円に、回数券（11回）は大人5,000円を5,100円に、老人・障害者は4,000円を4,100円に改正するものであります。

第16条 紀北町農村婦人の家条例の一部を改正する条例改正であります。

健康増進管理室・共同学習室の午前・午後は、1,050円を1,080円に。夜間1,570円を1,620円に。農産加工実習室、1,050円を1,080円に、午後1,570円を1,620円に、夜間2,100円を2,160円に改正するものであります。

第17条 紀北町若者センター条例の一部を改正する条例改正であります。

多目的ホール（8時30分から18時）の4時間未満1,570円を1,620円に、括弧内は物品の展示販売等営利に利用する場合で、（7,350円）を（7,560円）に、4時間以上は3,150円を3,240円に。（10,500円）は（10,800円）に。18時から21時30分は、4時間以上と同様に、展示コーナー2階会議室の4時間未満は、1,050円を1,080円に、（5,250円）を（5,400円）に、4時間以上18時から21時30分は、2,100円を2,160円に、（7,350円）を（7,560円）に。1階会議室と16ページのほうをお願いいたします。2階和室520円を540円に、（2,600円）を（2,670円）に、4時間以上18時から21時30分は、1,050円を1,080円に、（3,670円）を（3,780円）に改正をするものであります。

17ページをご覧ください。

第18条 紀北町古里自然休養村センター管理条例の一部を改正する条例改正であります。

大会議室、半日1,050円を1,080円に、1日2,100円2,160円に、夜間1,570円を1,620円に。小会議室・研修室、520円を540円に、1,050円を1,080円に、840円を860円に改正をするものであります。

第19条 紀北町森林総合センター条例の一部改正であります。

研究室（大）、1日1回につき、町内に住所を有する者1,050円を1,080円に、町外者2,100円を2,160円に。研修室（小）520円を540円に、1,050円を1,080円に改正するもので

あります。

第20条 紀北町木材乾燥機場条例の一部改正であります。

材積1立米につき10,000円を10,280円に改正するものであります。

第21条 紀北町木工陶芸工房条例の一部改正であります。

一般（1日1回につき）500円を510円に、65歳以上の高齢者・高校生400円を420円に、中学生・小学生200円を210円に改正するものであります。

18ページをご覧ください。

第22条 紀北町海山グラウンド条例の一部改正であります。

多目的グラウンド1時間につき、入場料等を徴収する場合、3,570円を3,670円に、夜間照明料金1,050円を1,080円に。テニスコート夜間照明料金420円を430円に改正をするものであります。

第23条 紀北町多目的広場条例の一部改正であります。

夜間照明を必要とする場合、1時間以内、1,000円を1,030円に、1時間を超え2時間以内2,000円を2,060円に、2時間を超え3時間以内、3,000円を3,080円に改正するものであります。

19ページをご覧ください。

第24条 紀北町東長島スポーツ公園の一部改正であります。

グラウンド1時間につき入場料等を徴収する場合、3,570円を3,670円に、夜間照明料金1,050円を1,080円に。体育館・武道館入場料等を徴収する場合、2,100円を2,160円に、その他の場合420円を430円に改正をするものであります。

附則によりまして、条例の施行日は平成26年4月1日としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中本衛議長

次に、議案第2号についての内容説明を求めます。

工門財政課長。

工門利弘財政課長

それでは、議案第2号 紀北町地域振興会館条例の内容につきまして、説明申し上げます。

議案書の46ページをご覧ください。

議案第2号 紀北町地域振興会館条例

紀北町地域振興会館条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由につきましては、旧紀伊長島総合支所を紀北町地域振興会館として使用することから、本条例を定める必要が生じたためでございます。

47ページをご覧ください。

第1条は、町民の皆様の福祉の増進、生活・文化の向上及び商工業の振興に寄与するため紀北町地域振興会館を設置し、管理運営について必要な事項を定めるとして、この条例を制定する目的を規定しております。

第2条では、会館の名称を紀北町地域振興会館、位置を旧紀伊長島総合支所のある長島2141番地と規定するものでございます。

第3条では、この会館は町長が管理運営するものと規定しております。

第4条は、会館の施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けること及び町長が許可をする場合は、条件を付することができることを規定しております。

第5条では、使用の制限として、町長は1号から5号に該当する場合は、使用を許可しないことを規定しております。

第6条は、使用の許可を受けた者であっても、1号から5号に該当する場合は使用許可の取消や使用中止若しくは使用条件を変更することができることを規定しております。

48ページをご覧ください。

第7条では、使用者が施設を損傷、滅失した場合の損害賠償について規定しております。

第8条は、この条例の施行に関して必要となった事項は、町長が定めるものとしております。

附則といたしましては、この条例の施行を公布の日からと規定するものでございます。

以上で、議案第2号 紀北町地域振興会館条例の内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中本衛議長

次に、議案第3号についての内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

それでは、議案第3号 紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例について、ご説明申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。

議案第3号 紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例

紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由といたしまして、災害に強い森林づくり等を推進する施策に要する経費の財源に充てるための基金を設置することから、本条例を定める費用が生じたためでございます。

今回の紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例につきましては、平成26年4月1日からスタートするみえ森と緑の県民税の一部を財源に、市町が行う事業に対して県から市町へ交付金が交付されることとなりました。今後この交付金を有効活用する上で、複数年分の交付金を基金に積み立て、比較的規模の大きな事業を行う場合、またその年度の執行残等が生じた場合など基金に積み立て、次年度以降の財源に充当することも可能となることから、基金を設置することが望ましいと考え、今回の条例案の上程となったものでございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例案でございます。

第1条は、設置の目的を定めております。税の目的であります災害に強い森林づくりと町民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する費用の財源に充てるための基金としております。

第2条は、基金への積み立ての方法を定めております。みえ森と緑の県民税市町交付金基金のうち一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てるとしてしております。

第3条は、基金の管理方法を定めております。

第4条は、運用益の処理方法を定めております。

第5条は、基金の処分方法を定めております。処分は、第1条の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができるとしております。

第6条は、繰替運用を定めております。

第7条は、委任を定めております。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めております。施行期日は、平成26年4月1日としてございます。

議案第3号についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

中本衛議長

次に、議案第4号、5号、6号、7号についての内容説明を求めます。

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

それでは、議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の51ページをご覧ください。

議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例

紀北町情報公開条例（平成19年紀北町条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由としましては、事務改善及び条文の整理等をし、より円滑な情報公開制度とすることから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

52ページから53ページは改正文であります。

改正内容は、54ページからの新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の右が旧条例、左が新条例であります。また、下線部分は今回改正しようとするものであります。

まず、目次の改正は、今回の改正に基づき整理をしたものであります。

第5条第2項は、情報公開制度が定着する一方で、目的を大きく逸脱する開示請求等、害意を持った請求が情報公開の先進自治体で問題となっていることから、本町においても情報公開の本旨に反し害意をもった請求を禁止するための条項を追加するものであります。

第6条は、前条第2項を追加したことによる条文の整理であります。

続いて、54から55ページにわたっておりますが、第12条は、開示請求書の補正を求めた場合は、補正に要した日数は15日以内の開示決定等の期限から除くという規定を追加するものであります。

55ページをご覧ください。

第13条第1項は、開示決定等の期限を延長できる特例について、大量文書請求のみならず災害その他やむを得ない理由のためを追加するものであり、第2項は、災害等やむを得ない理由があるときは、第12条第2項に規定されている、事務上困難その他正当な理由が

あるときは開示決定期間を30日以内に限り延長できるという規定を準用している場合、さらにやむを得ない事情がある場合は、理由を書面で通知した上で、再度、相当の期間を延長することができるという規定を追加するとともに、字句の訂正と条文整備をするものがあります。

第16条第1項は、条文を省略し表示しておりますが、旧条例では閲覧、写しの交付等により開示する方法のみを規定しており、本規定に加え開示決定通知をした場合の速やかな開示について追加をするものであります。

第2項には、請求者は開示決定通知書に示された日時及び場所で、開示を受けなければならないこと。また、正当な理由がある場合は、指定された日時以外で受けることができるという規定を追加するものであり、56ページをご覧くださいと思います。さらに第3項では、制度の乱用を防ぐため、正当な理由がなく開示を受けない場合は、開示したものとみなすという規定を追加するものであります。

また、旧条例の第16条は、新条例の第4項に繰り下がるものであります。

第17条の改正は、いずれも第16条の改正に伴い条文を整理するものであります。

第19条は、不服申立に基づく諮問等の規定であります。旧条例では、紀北町個人情報保護条例の規定に委ねておりましたが、今回、新条例ではそれぞれの条例に明記したほうがわかりやすいことから、審査会の設置について、新たに第23条に規定することから、それに伴う条文を整理するものであります。

第3節、紀北町情報公開個人情報保護審査会は新たに追加するものであります。

57ページをご覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、同審査会は個人情報保護条例にかねて規定されておりますが、今回、情報公開に関する内容を独立させ、第23条に規定するものであります。

第24条から第26条は、条項追加により繰り下がるものであります。

第27条は公文書の管理を規定したものであります。旧条例では公文書の目録を作成し、閲覧に供するとされておりますが、現在、公文書はデータ管理の一元化を実施していることから、新条例ではその部分を削除しております。なお、現状としましては、目録を見ての開示請求の例はなく、請求に関する文書はデータ検索が可能であり、事務の省略化という意味からも同様に運用している自治体が多くなっております。

第28条、第29条は、条項を追加により繰り下がるものであります。

58ページをご覧ください。

第30条は、指定管理者の情報公開の努力義務と、町から指定管理者に指導に努める規定を新たに追加するものであります。

第31条、第32条は、条項を追加により繰り下がるものであります。

附則によりまして、条例の施行日は、平成26年4月1日とし、第30条（指定管理者）の情報公開については、この条例の施行後、新たに指定及び更新されたものから適用するとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

堀秀俊総務課長

続きまして、議案第5号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の59ページをご覧ください。

議案第5号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例

紀北町個人情報保護条例（平成19年紀北町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由としましては、事務改善及び条文の整理等をし、より円滑な個人情報保護制度とすることから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

60ページから62ページは改正文であります。

改正内容は、63ページからの新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表の右が旧条例、左が新条例であります。また、下線部分は今回改正しようとするものであります。

まず第2条の定義については、条文整備によるものであります。

第6条第5項は、個人情報の登録や変更、廃止について取り扱う事務の対象としない事務の規定をしたものでありますが、旧条例では実施機関の職員または職員であったものにかかる人事、給与、福利厚生等に関する個人情報その他紀北町情報公開個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで実施機関が定める事務と規定しておりましたが、64ページのほうを見ていただきたいと思います。新条例では、それ以外にあらかじめ対象としない事務につきまして、より具体的に加え、第1号から第5号に整理をしたものであります。

第7条第2項は、実施機関が個人情報の情報収集をする場合、基本は本人からの収集によるものとされておりますが、その例外について、第1号から第8号に規定しているものであります。第7号には、国や県等他の公的機関から収集する場合について定めたもので

あり、新条例では、公的機関として地方公共団体の組合を明記するものであります。

65ページをご覧ください。

第7条の第3項は、条文整理によるものであります。

第9条はオンライン結合による提供の制限の規定であります。旧条例では実施機関と公的機関がオンライン結合している情報のみについての制限を規定しておりますが、新条例では実施機関及び公的機関が供用する情報システムではなく、どちらかが使用するシステムとするものであり、同条第2号はそれに合わせ条文の整理をするものであります。

65ページ下段から、66ページをご覧ください。

第13条は、実施機関の委託を受けたものの個人情報の適切管理について定めたものであります。旧条例では必要な措置を講じる努力義務としていたものを、新条例では講じなければならないと完全な義務化に改正するものであります。第4項は条文整理によるものであります。

第14条の第4項は、情報公開条例と同様に、個人情報の開示請求権を乱用してはならないを、新たに追加するものであります。

第16条は、67ページにわたりまして、条文整理をしたものでございます。

第19条は、開示請求に対する開示決定通知について、口頭により通知できる場合の条文を旧条例のその日に開示するときにはから、新条例では、請求者に不利益が生じないと考えられるときはに、改正するものであります。

第21条は、68ページにわたり開示決定の期限の特例を規定したものであります。情報公開条例と同様に、災害その他やむを得ない理由のあるときの決定期間の延長について、規定するものであります。

第22条は、条文の整理によるものであります。

69ページをご覧ください。

第23条も条文の整理によるものであります。

第24条第2項及び第3項は、開示日時等の開示方法について、情報公開条例と同様の規定をするものであります。また、同条第5項から第6項については、条文・条項の整理によるものであります。

第30条第3項から70ページの第4項は、個人情報の訂正請求に基づく訂正決定等の期限について、情報公開の開示決定等と同様に訂正手続きや決定期間延長等について、具体的条項を追加するものであります。

第35条は、個人情報の利用停止請求に基づく利用停止等決定等の期限について、利用停止等決定等の手続きや、決定期間延長等についての具体的条項を追加するものであります。

70ページの第38条、第39条、71ページの第40条は、いずれも条文整理によるものであります。

71ページ下段の第43条は、72ページにかけまして、紀北町情報公開個人情報保護審査会の設置を規定したものであります。旧条例では情報公開条例に関する部分も兼ねて規定しておりましたが、今回、それぞれの条例に規定することとしたため、新条例では個人情報保護に関することについての独立した条文として整理をするものであります。

第50条及び第51条は、条文整理によるものであります。

附則により、この条例の施行日は、平成26年4月1日としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

堀秀俊総務課長

引き続きまして、議案第6号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明させていただきます。

議案書の73ページをご覧ください。

議案第6号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり制定する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由としましては、勤務1時間当たりの給与額の計算を労働基準法で定められた方法にすることから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

74ページは改正文であります。

改正内容は、75ページからの新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表の右が旧条例、左が新条例であります。また下線部分は今回改正しようとするものであります。

第6条第5項、第14条第2項及び76ページをご覧くださいと思いますが、第18条第5項につきましては、字句の訂正でございます。

第21条につきましては、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を定めたものであります。この規定は休職職員等の給与減額計算、職員の時間外勤務手当等の算出基礎となるものであります。旧条例では国家公務員法の規定に準じ、その算出は給料の月額に12を乗じ、

その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除した額となっておりますが、新条例では労働基準法等の規定を適用し、除する勤務時間の計算を、その年度の所定労働時間に改めようとするものであります。

1時間当たりの給与単価の算出は、国家公務員は労働基準法の適用除外とされていることから、国家公務員法の規定により算出することとなっておりますが、地方公務員は労働基準法等の適用除外とはなっておらず、既に三重県及び県下の大半の市町が労働基準法等の規定を適用する改正を行ってきているものでございます。

具体的に、この改正による給与単価、給与1時間の単価の影響額としましては、計算式の中の分母の勤務時間数が、約90時間少なくなることから、1時間当たりの給与単価は約4.78%増となるものであります。例をあげますと、月額給料20万円の職員であれば、1時間単価が1,191円から1,248円となり、57円の増となるものであります。給料月額そのものが増となるものではなく、給料の減額や時間外勤務手当支給時の算定基礎となる、あくまでも単価の計算方法を改正しようとするものであります。

附則によりこの条例の施行日は、平成26年4月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

堀秀俊総務課長

引き続きまして、議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の77ページをご覧ください。

議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年紀北町条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由としましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、条例中に引用する法律の条項番号を訂正することから、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

78ページは改正文であります。

改正内容は、79ページの新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表の右が旧条例、左

が新条例であります。また、下線部分は今回改正しようとするものであります。

第10条の2第2号中、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を引用する条項、第5条第12項が同法の改正により、同条第11項に繰り上がったことから、それに伴い本条例を改正するものであります。

また、附則により条例の施行日は、平成26年4月1日からとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

中本衛議長

ここで、午後1時まで、休憩といたします。

(午前 11時 56分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

日程第13

中本衛議長

次に、議案第8号についての内容説明を求めます。

服部税務課長。

服部峰穂税務課長

よろしくお願いたします。

それでは、議案第8号について、ご説明させていただきます。

議案書のほうの80ページをお願いたします。

議案第8号 紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

81ページから84ページは改め文でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

85ページをお願いいたします。

第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収につきましては、個人町民税における公的年金からの特別徴収制度の見直しであります。特別徴収されている納税義務者が他の市町村へ転出した場合、普通徴収に変更になっておりましたが、転出後も引き続き特別徴収を継続するための改正であります。

続きまして、第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等につきましては、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しであります。年間の特別徴収税額を平準化させるための改正で、仮特別徴収税額を前年度の年税額の2分の1とするものであります。

続いて、86ページをお願いいたします。

附則第6条、それから87ページの附則第6条の2及び附則第7条の4につきましては、今回の改正による条ずれを整理したものであります。

続いて88ページをお願いいたします。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例につきましては、上場株式等に係る配当所得等に関する課税の損益通算範囲について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う改正であります。

続いて90ページをお願いいたします。

附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る町所得等の分離課税とに区分されたことによる改正であります。

続いて91ページをお願いいたします。

附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い規定を新設したものであります。

このページですが、旧附則第19条の2から94ページの旧附則第19条の6及び97ページの

旧附則20条につきましては、これは総務省自治税務局長からの通知におきまして、条例から削除することが望ましいとされた、単に課税標準の計算の細目を定めていた条項を削除したものであります。

続いて、99ページをお願いいたします。

附則第20条につきましては、今回の改正による条ずれを整理したものであります。

続いて100ページをお願いいたします。

旧附則第20条の3につきましては、総務省自治税務局長からの通知による条項の削除であります。

101ページをお願いします。

附則第20条の2につきましては、今回の改正による条ずれを整理したものであります。

104ページをお願いいたします。

旧附則20条の5につきましては、総務省自治税務局長からの通知による条項の削除であります。

105ページの附則につきましては、施行期日や経過措置について、所用の整備を行ったものであります。

以上が提出しました議案の内容説明でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

中本衛議長

次に、議案第9号についての内容説明を求めます。

脇住民課長。

脇俊明住民課長

それでは、議案第9号の内容説明をさせていただきます。

議案書の106ページをご覧ください。

議案第9号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上 壽一

提案理由

子どもの医療費助成の対象者を拡大することから、本条例の一部を改正する必要が生じ

たためでございます。

子ども医療費助成につきましては、12歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある者。すなわち小学校卒業までの子どもの入院・通院にかかる医療費につきましては、全額助成しておりましたが、子育て支援の一環としまして、町単独で昨年9月1日から助成の対象を入院に限り中学生に限り拡大して助成しております。

今回の改正は、現行の助成に加えまして、本年9月1日から通院費を中学校卒業まで、また入院費を18歳年度末までの子どもに拡大しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

108ページをご覧ください。右が旧、左が新でございます。

第2条第5項では、対象年齢を15歳から18歳に改め、婚姻しているものを除く、ただし書きを加えるものでございます。これにつきましては、民法により二十歳をもって成年とし、未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものと見なす規定があるためでございます。

次に、第5条では助成対象外費用の対象年齢を、15歳から18歳に改めるものでございます。

附則につきましては、平成26年9月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号についての内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

中本衛議長

次に、議案第10号、第11号についての内容説明を求めます。

上村建設課長。

上村康二建設課長

それでは、議案第10号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書109ページをお願いします。

議案第10号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

紀北町道路占用料徴収条例（平成17年紀北町条例第132号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

道路占用料の改定をすることから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。今回の一部改正につきましては、消費税法の一部が改正され、消費税率が改定されたことに伴い道路占用料にかかる消費税について変更する必要性が生じたため、及び社会情勢の変化に鑑み道路法施行令の一部が改正され、道路占用料の額が改定されたことに伴い、町道の占用料の額を変更したいため、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

110ページから112ページまでは改正文であります。

詳細につきましては、113ページからの新旧対照表でご説明いたします。

右が旧条例、左が新条例です。なお、消費税法が改正されたことに伴う改正は、第2条であります。それ以外の別表の改正につきましては、社会情勢の変化に鑑み、道路施行令が改正され、道路占用料の額が改定されたことに伴い、町道の占用料の額を変更するものでございます。

それでは、まず第2条をご説明いたします。消費税法が改正され、消費税率及び地方消費税率について、平成26年4月1日より5%から8%に引き上げされることに伴う改正といたしましては、第2条第2項中、100分の105を乗じて得たを、消費税及び地方消費税に相当する額を加算したに改めるものでございます。

続きまして、社会情勢の変化に鑑み道路施行令が改正され、道路占用料の額が改正されることに伴い、本条例の別表中2条以外の部分を改めるものでございます。道路占用料につきましては、消費税抜きの金額となっております。道路施行令において、道路占用料が引き下げされたことに伴い、町道における占用料におきましては、一部を除き占用料の引き上げとなっております。

なお、附則におきましては、条例の施行日を平成26年4月1日としております。

以上であります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

上村康二建設課長

続きまして、議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書117ページをお願いします。

議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例

紀北町営住宅条例（平成17年紀北町条例第134号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月5日提出

提案理由

福島復興再生特別措置法の改正に伴い、条例中に引用する法律条番号を訂正することから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

118ページは改正文であります。

詳細につきましては、119ページの新旧対照表でご説明いたします。

右が旧条例、左が新条例です。福島復興再生特別措置法の一部が改正され、第18条から第25条及び28条が新設されたことに伴い、本条例において引用する福島復興再生特別措置法第21条が第30条に改正されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

なお、附則におきましては、条例の施行日を公布の日から施行するとしております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中本衛議長

次に、議案第12号・13号・14号についての内容説明を求めます。

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

それでは、議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

議案書の120ページをご覧ください。

議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由としましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、条例中に引用する法律の条項番号を訂正することから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

121ページは改正文であります。

改正内容は、122ページからの新旧対照表で説明いたします。新旧対照表の右が旧条例、左が新条例であります。また、下線部分は今回改正しようとするところであります。

第9条の2第1項第2号につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律を引用する。

第5条第12項の条項が、同法の改正により同条第11項に繰り上がりましたので、これに伴う本条例の改正を行うものであります。

第23条の2につきましては、充当するを充てるに改める、字句の訂正であります。

また、附則により条例の施行日を、平成26年4月1日からとしております。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。

上野和彦危機管理課長

続きまして、議案第13号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

議案書の124ページをご覧ください。

議案第13号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例

紀北町消防団条例（平成17年紀北町条例第148号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由としましては、消防組織法の改正に伴い、条例中に引用する法律の条項番号を訂正すること等から、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

125ページは改正文であります。

改正内容は、126ページの新旧対照表で説明いたします。新旧対照表の右が旧条例、左が新条例であります。また下線部分は今回改正しようとするところであります。

第1条につきましては、消防組織法の改正により引用する。

第15条第1項を第18条第1項に、第15条の2第2項を第19条第2項に、第15条の6第1項を第23条第1項に改めるものであります。

なお、第18条第1項は、消防団の設置、名称及び区域を、第19条2項は消防団員の定数を、第23条第1項は消防団員に対する任用、給与、分限及び懲戒・服務、その他身分取扱に関し条例で定めることを規定したものであります。

第3条につきましては、消防組織法第22条の規定に準じ、団長の任命について、町長が消防団の推薦に基づき町長が任命しに、また団員の任命について、承諾を承認に改める条文の整理であります。

第11条5項第3号につきましては、互いに、送り仮名の付け方による字句の訂正であります。

また、附則により条例の施行日を平成26年4月1日からとしております。

以上で、議案第13号の説明を終わらせていただきます。

上野和彦危機管理課長

続きまして、議案第14号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明いたします。

議案書の127ページをご覧ください。

議案第14号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年紀北町条例第151号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由としましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

128ページは改正文であります。

改正内容は、129ページの新旧対照表で説明いたします。新旧対照表の右が旧条例、左が新条例であります。また下線部分は今回改正しようとするところであります。

第1条につきましては、消防組織法の改正により引用する第15条の8を、第25条に改めるものであります。なお、25条は非常勤消防団員の退職報償金について、条例で定めるところにより支給することを規定したものであります。

別表第2条関係の退職報償金支給額表につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の施行により、退職報償金の支給額が5万円加算されるとともに、最低支給額が20万円に引き上げられたことから、階級が団員で勤務年数5年以上10年未満の欄の支給額については、現行の14万4,000円に5万6,000円を加算して、最低支給額の20万円に。これ以外の欄の各支給額については、一律に5万円を加算することとし、これにより別表第2表関係についての旧条例の退職報償金支給額表から新条例の退職報償金支給額表のとおり改めるものでございます。

また、附則により条例の施行日を平成26年4月1日からとし、経過措置として改正後の退職報償金支給額については、平成26年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、平成26年3月31日以前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によ

るとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中本衛議長

次に、議案第15号についての内容説明を求めます。

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

それでは、議案第15号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書130ページをご覧ください。

議案第15号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例（平成17年紀北町条例第152号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由といたしましては、語学指導等を行う外国青年の給料及びその支給方法を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

本町の小中学校において、語学指導を行っている外国青年、いわゆる外国語指導助手の給料月額について、これまで定額であった給料月額を、任用期間に応じて定めるよう、総務省、外務省、文部科学省で検討され通知があり改正するものでございます。

131ページは改正文でございます。

改正の内容は新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

132ページをご覧ください。右が旧条例、左が新条例で、下線部分は今回改正するところでございます。

第2条第1項でございますが、これまで月額30万円を基準として、任命権者が町長と協議して定めていたものを、次の各号に掲げる契約年次の区分に応じ、給料の月額を在任1年目の者については28万円、2年目の者については30万円、3年目の者については32万5,000円、4年目以降は33万円にするものでございます。

これは外国語指導助手の給料を、勤務年数の経過とともに前年の水準を下回ることがないようにするための見直しでございます。

続きまして、第2項では外国青年の勤務が月の途中から開始し、また月の途中で終了したときは日割計算により算出するものとし、第3項では勤務しなかったときの給料の減額支給について、第4項ではその減額する場合の時間計算方法について、それぞれ新しく定めたものでございます。

これに伴いまして、旧条例第2項が新条例では第5項へ繰り下がります。

附則につきましては、第1項は施行期日でありまして、公布の日から施行し、第2項は経過措置を定めたものでございます。

以上で、議案第15号についての内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中本衛議長

次に、議案第16号についての内容説明を求めます。

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

それでは、議案第16号 紀北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書の134ページをご覧ください。

議案第16号 紀北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

紀北町社会教育委員設置条例（平成17年紀北町条例第162号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由は、社会教育法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

本条例の改正につきましては、社会教育法で規定しておりました、社会教育委員の委嘱基準を同法から削除し、地方公共団体の条例で定めると改正されたことにより、本条例で委嘱基準を定めようとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、136ページをご覧ください。左側の新条例に、委嘱基準としまして、第2条に新たに、委員の委嘱基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者とするとして、追加しようとするものでございます。

第3条から5条は、委嘱基準を第2条に追加することにより、1条ずつ繰り下げるもの
でございます。

附則によりまして、この条例の施行は、平成26年4月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中本衛議長

次に、議案第17号・18号の2件についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

それでは、議案第17号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明
いたします。

ページは137ページをお願いいたします。

議案第17号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例

紀北町水道事業給水条例（平成17年紀北町条例第178号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、消費税及び地方消費税の引上げに伴い、条例中に規定する料金を改定する
ことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

内容につきましては、140ページの新旧対照表でご説明いたします。右側が旧条例、左側
が新条例でございます。

旧条例の第26条は、料金は別表に定めた口径別基本料金と従量料金との合計額とする。
ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとしてお
りましたが、新条例では、第26条 料金は別表に定めた口径別基本料金と従量料金との合
計額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただしその額に1円未満の端数が
生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

下の別表でございます。まず26条関係の別表でございますが、上の表でご説明いたしま
すと、旧の条例は口径別で13mmが630円、20mmが1,050円というふうに、これは5%の消費
税を含んでおる額を表示しております。左の新条例のほうは、この5%の税率を除きまし
て料金のみを表示とさせていただいております。

また、下の表は、まず1番から8番までありまして、1立方メートルから8立方メート

ルまでの分63円を、これも5%の消費税を含んでおりますので、これを除外しまして、料金のみ60円という表現にさせていただきました。

この改正にあたりましては、地方公営企業制度研究会発行の公営企業実務提要に準じております。

以上で議案第17号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

久保健作水道課長

続きまして、議案第18号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

142ページをお願いいたします。

議案第18号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

紀北町水道事業分担金徴収条例（平成17年紀北町条例第177号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、消費税及び地方消費税の引上げに伴い、条例中に規定する分担金を改定することから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

説明につきましては、144ページの新旧対照表をお願いいたします。

これも旧条例は、第2条2項、前項各号に掲げる事業に係る受給者及び分担金の額は、別表に掲げるとおりとするとしておりましたが、新条例では、前項各号に掲げる事業に係る受給者及び分担金の額は、別表の額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

附則、この条例の施行は、平成26年4月1日から施行する。

旧条例におきましては、例えば口径13mmにつきまして、5万2,500円。20mmは6万3,000円という表現をしておりましたが、これにつきましても5%の消費税を含んでおります。新条例ではこの5%の額を外しまして、5万円と、また6万というような形で表現を改正するものでございます。この表現につきましても、地方公営企業制度研究会発行の公営企業実務提要に準じております。

以上で議案第18号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中本衛議長

次に、議案第19号、20号、21号、22号、23号、24号、25号、26号、27号、28号についての内容説明を求めます。

上村建設課長。

上村康二建設課長

それでは、議案第19号 損害賠償の額の決定及び和解について、ご説明申し上げます。
議案書145ページをお願いします。

議案第19号 損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり自動車事故による損害賠償の額を決定し、和解する。

記

1. 損害賠償の義務の発生原因となる事実

平成25年8月2日、午後4時5分頃、町内紀伊長島区内の国道42号古里北交差点付近において、建設課嘱託職員が運転する町所有車両が、前方の車列に後方から追突し、相手方2名と車両2台に負傷及び損傷させた。

2. 損害の賠償の額

139万4,803円（本賠償のうち、下記相手方に対する人身事故分）

3. 損害賠償の相手方

三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区长島1916番地28 田中早苗

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

損害賠償の額を決定し和解するにあたり、地方自治法第96条第1項第12号及び同項第13号の規定に基づき、議会の議決が必要であるためであります。田中早苗さんにおかれましては、事故当日、町内紀伊長島区国道42号古里北交差点付近で、建設課嘱託職員の運転する町所有車両が前方の田中早苗さんの運転する軽乗用自動車に追突し、さらに軽乗用自動車が前方の普通乗用自動車に追突、田中早苗さんの車の前後に損傷を与えるとともに、頸部等に負傷を負わせたものでございます。示談の交渉を進めてまいりましたところ、人身事故分の損害賠償額として139万4,803円で和解の確認をしたものでございます。

その内訳でございますが、治療費58万6,553円、慰謝料57万4,000円、休業損害21万900円、通院交通費2万2,410円、住民票取得料400円、事故証明書料540円の、合計139万4,803円でございます。すべて保険による支出でございます。なお、物損事故分につきましては、損害賠償額35万3,610円で、平成25年10月15日に示談が成立し、専決処分を行い、平成25年12月議会において報告をさせていただいております。

以上で、議案第19号 損害賠償の額の決定及び和解についての内容説明を終わらせていただきます。議員の皆様には大変ご心配をいただき、申し訳ありませんでした。このような事故が今後発生しないよう、今後も事故防止のための対策を講じ、再発防止に努めてまいりたいと思っております。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

上村康二建設課長

続きまして、議案第20号から議案第26号までの紀北町道の路線認定については、近畿自動車道紀勢線の整備に伴い、国土交通省によって整備された側道であります。この度、町に移管されることに伴い、町道として管理していく必要があるため、町道の路線認定をお願いするものでございますので、一括でご説明申し上げます。

議案書146ページをお願いいたします。

議案第20号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記

認定する路線名

1. 路線名 町道出垣内8号線
2. 起点 紀北町紀伊長島区長島字栞ケ原251番10
終点 紀北町紀伊長島区長島字久賀362番18

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

近畿自動車道紀勢線事業により、国土交通省が整備した側道の移管に伴い、町道として管理していく必要があるためでございます。

今回の路線認定につきましては、近畿自動車道紀勢線整備事業により国土交通省が整備した側道について、町に移管されることに伴い、町道として認定をお願いするものでございますが、現在のところ、町道出垣内3号線と町道久賀坂1号線の区域変更を行い、車両が通行しておりますが、今後、移管される町道の整備をするため、新たに町道認定するものでございます。

147ページの位置図をご覧ください。

路線名は、町道出垣内8号線で、位置図には起点の紀北町紀伊長島区長島字栞ケ原251番

10から終点の紀北町紀伊長島区長島字久賀362番18まで、赤い線で明記しております。道路幅員は5.5mから11m、延長は275mとなっております。

上村康二建設課長

続きまして、議案書148ページをお願いします。

議案第21号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記

認定する路線名

1. 路線名 町道出垣内9号線

起点 紀北町紀伊長島区長島字外河原475番141

終点 紀北町紀伊長島区長島字外河原475番73

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由につきましては、議案第20号と同様で、近畿自動車道紀勢線事業により、国土交通省が整備した側道の移管に伴い、町道として管理していく必要があるためでございます。

149ページの位置図をご覧ください。

路線名は、町道出垣内9号線で、平面図には、起点の紀北町紀伊長島区長島字外河原475番141から終点の紀北町紀伊長島区長島字外河原475番73までで、赤い線で明記しております。道路幅員は6mから11.4m、延長は262mとなっております。

上村康二建設課長

続きまして、議案書150ページをお願いします。

議案第22号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記

認定する路線名

1. 路線名 町道山本9号線

起点 紀北町紀伊長島区東長島字堤外1166番の2

終点 紀北町紀伊長島区東長島字津本1132番

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由は同様でございます。

151ページの位置図をご覧ください。

路線名は町道山本9号線で、位置図には起点の紀北町紀伊長島区東長島字堤外1166番2から終点の紀北町紀伊長島区東長島字津本1132番まで、赤い線で明記をしております。道路幅員は6mから14.5m、延長は264mとなっております。

上村康二建設課長

続きまして、議案書152ページをお願いします。

議案第23号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記

認定する路線名

1. 路線名 町道船津相神3号線

起点 紀北町海山区船津字相神2373番3

終点 紀北町海山区船津字瀬頭2267番2

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由は同様でございます。

本路線につきましても、現在、町道船津相神1号線の区域変更を行い、一部車両が通行しておりますが、今回、移管される町道を整備するために、新たに町道船津相神3号線として認定するものでございます。

153ページの位置図をご覧ください。路線名は町道船津相神3号線で、位置図には起点の紀北町海山区船津字相神2373番3から終点の紀北町海山区船津字瀬頭2267番2まで、赤い線で明記しております。道路幅員は、4mから7.6m、延長は729mとなっております。

上村康二建設課長

続きまして、議案書154ページをお願いします。

議案第24号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記

認定する路線名

1. 路線名 町道船津相神4号線

起点 紀北町海山区船津字相神2349番1

終点 紀北町海山区船津字相神2326番

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由は同様でございます。

本路線につきましても、現在、町道船津相神1号線の区域変更を行い、車両が通行しておりますが、今回、移管される町道を整備するため、新たに町道船津相神4号線として認定するものでございます。

155ページの位置図をご覧ください。路線名は町道船津相神4号線で、位置図には起点の紀北町海山区船津字相神2349番1から終点の紀北町海山区船津字相神2326番まで、赤い線で明記しております。道路幅員は、4mから5.7m、延長は102mとなっております。

上村康二建設課長

続きまして、議案書156ページをお願いします。

議案第25号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記

認定する路線名

1. 路線名 町道船津相神5号線

起点 紀北町海山区船津字相神2360番4

終点 紀北町海山区船津字相神2357番6

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由は同様でございます。

157ページの位置図をご覧ください。路線名は町道船津相神5号線で、位置図には起点

の紀北町海山区船津字相神2360番4から終点の紀北町海山区船津字相神2357番6まで、赤い線で明記しております。道路幅員は、3.1mから6.6m、延長は131mとなっております。

上村康二建設課長

続きまして、議案書158ページをお願いします。

議案第26号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記

認定する路線名

1. 路線名 町道相賀小笠原1号線

起点 紀北町海山区相賀字小笠原837番8

終点 紀北町海山区相賀字小笠原836番8

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由は同様でございます。

159ページの位置図をご覧ください。路線名は町道相賀字小笠原1号線で、位置図には起点の紀北町海山区相賀字小笠原837番8から終点の紀北町海山区相賀字小笠原836番8まで、赤い線で明記をしております。道路幅員は、5mから9.1m、延長は203mとなっております。

以上が、議案第20号から議案第26号までの近畿自動車道紀勢線事業により、国土交通省が整備した側道の移管に伴う町道7路線分の路線認定の説明でございます。

上村康二建設課長

続きまして、議案第27号から議案第28号までの紀北町道の路線変更につきましては、町道の一部に近畿自動車道紀勢線が整備されたことに伴い、本町道の路線が変更になったものでございますので、一括でご説明申し上げます。

まず、議案書160ページをお願いします。

議案第27号 紀北町道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

記

1. 路線名 町道久賀坂3号線

2. 道路の区域、道路の区域につきましては、表の上段、旧の区域は起点、紀北町紀伊長島区長島字大谷320番3地先から、終点、紀北町紀伊長島区長島字ナメラ谷319番地先まで、幅員6mから10.3m、延長94m。

表の下段、新の区域は、起点、紀北町紀伊長島区長島字久賀362番22から終点、紀北町紀伊長島区長島字ナメラ谷319番地先まで、幅員6mから8.5m、延長107mでございます。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、近畿自動車道紀勢線事業により、国土交通省が整備した側道の移管に伴い、町道として管理していく必要があるためであります。今回の路線変更は、本町道の一部に近畿自動車道紀勢線が整備されたことに伴い、本町道の路線の起点が、紀北町紀伊長島区長島字大谷320番3地先から、紀北町紀伊長島区長島字久賀362番22に変更になり、幅員が6mから10.3mのものが、6mから8.5mに、延長が94mのものが107mに変更になるものでございます。

161ページの位置図をご覧ください。

町道久賀坂3号線の路線図でございます。位置図には赤い文字で、旧起点、新起点、終点と明記しておりますが、変更前の町道久賀坂3号線は、旧起点から終点までの青色の点線と実線の延長94mでありましたが、今回、起点を旧起点から新起点に変更することにより、青色の実線と赤色の実線部分の延長107mとなり、幅員につきましても、旧幅員が6mから10.3mのものが新幅員では6mから8.5mに変更になります。

上村康二建設課長

次に、議案書162ページをお願いします。

議案第28号 紀北町道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

記

1. 路線名 町道出垣内3号線

2. 道路の区域、道路の区域につきましては、表の上段、旧の区域は起点、紀北町紀伊長島区長島字久賀409番1地先から、終点、紀北町紀伊長島区長島字久賀277番1地先まで、幅員2.6mから6m、延長151.7m。

表の下段、新の区域は、起点、紀北町紀伊長島区長島字久賀409番1地先から終点、紀北町紀伊長島区長島字久賀368番5まで、幅員2.1mから11.5m、延長259mでございます。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由は同様でございます。

今回の路線変更は、本町道の一部に近畿自動車道紀勢線が整備されたことに伴い、本町道の路線の終点が、紀北町紀伊長島区長島字久賀277番1地先から、紀北町紀伊長島区長島字久賀368番5に変更になり、幅員が2.6mから6mのものが、2.1mから11.5mに、延長が151.7mのものが259mに変更になるものでございます。

163ページの位置図をご覧ください。

路線名は町道出垣内3号線の路線図でございます。位置図には赤い文字で、起点、旧終点、新終点と明記しておりますが、変更前の町道出垣内3号線は、起点から旧終点までの青色の点線と実線の延長151.7mでありましたが、今回、旧終点から新終点に変更することにより、青色の実線と赤色の実線部分の延長259mとなり、幅員につきましても、旧幅員が2.6mから6mのものが新幅員では2.1mから11.5mに変更になります。

以上が、議案第27号から議案第28号までの近畿自動車道紀勢線事業により、国土交通省が整備した側道の移管に伴い、町道2路分の路線変更の説明でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中本衛議長

ここで、午後2時10分まで、休憩とします。

(午後 1時 55分)

中本衛議長

それでは、休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午後 2時 10分)

日程第34

中本衛議長

次に、議案第29号についての内容説明を求めます。

工門財政課長。

工門利弘財政課長

それでは、議案第29号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の内容について、説明させていただきます。予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）

平成25年度紀北町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,337万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,410万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年3月5日 提出

紀北町長 尾上壽一

6ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。障害者介護・訓練等給付事業など合計7件、4,990万5,000円を平成26年度に繰越ししようとするものでございます。

7ページをご覧ください。

第3表は、地方債補正でございます。過疎対策事業債及び合併特例事業債につきまして、限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、10ページをご覧ください。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は164万6,000円の

増額で、保育料及び老人ホーム入所負担金の実績見込みによるものでございます。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第3目・衛生使用料は32万1,000円の減額で、墓地使用料及び不燃物処理施設使用料の実績見込みによるものでございます。

第5目・商工使用料は1,702万5,000円の増額で、紀北町森林公園オートキャンプ場や、きいながしま古里温泉の利用者の増に伴う施設使用料の増額等でございます。

第7目・教育使用料は185万円の減額で、幼稚園保育料等でございます。

11ページをご覧ください。

第2項・手数料、第3目・衛生手数料3万2,000円の減額は、家電リサイクル製品運搬手数料の実績見込みによるものでございます。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は4,909万8,000円の減額で、障害者自立支援給付費負担金や12ページの保育所運営費負担金の実績見込みに伴うもの等でございます。

第2目・衛生費負担金12万6,000円の増額は、未熟児養育医療給付事業の実績見込みに伴うものでございます。

第2項・国庫補助金、第2目・民生費補助金102万2,000円の増額は、障害者総合支援法への変更に伴うシステムバージョンアップ業務の繰越明許費に充当するもの等でございます。

第3目・衛生費補助金345万7,000円の減額は、循環型社会形成推進交付金で、合併浄化槽設置整備事業の実績見込みによるものでございます。

第4目・農林水産業費補助金3,500万円の減額は、海岸保全施設整備事業費の実績見込みによるものでございます。

第8目・教育費補助金25万2,000円の減額は、カモシカ食害防護柵設置業務委託費等の実績見込みによるものでございます。

13ページをご覧ください。

第3項・委託金、第2目・民生費委託金2,000円の増額は、児童手当等事務取扱委託金の確定によるものでございます。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金25万1,000円の増額は、特例処理事務交付金でございます。

第2目・民生費負担金2,477万1,000円の減額は、障害者介護給付費負担金等の実績見込みによるもののほか、負担金の決定によるものでございます。

第3目・衛生費負担金6万3,000円の増額は、国庫負担金と同様に未熟児養育医療給付事業の実績見込みに伴うものでございます。

14ページの第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は25万3,000円の増額で、三重県バス運行対策費補助金の決定によるものでございます。

第2目・民生費補助金2,277万2,000円の減額は、主なものとしては介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の減額で、事業の次年度への変更による減額と、子ども・子育て支援新制度システム構築等事業補助金の交付決定による増額で、繰越明許費として事業を進めるものでございます。

第3目・衛生費補助金91万9,000円の減額は、主に浄化槽設置促進事業補助金で、浄化槽設置整備事業の実績見込みによるものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は3,357万2,000円の減額で、各種補助金等の交付決定によるものや、15ページをご覧ください。市町営漁港海岸保全事業費補助金の実績見込みに伴う減額でございます。

第5目・商工費補助金は、1,000万円の減額で、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の実績見込みによるものでございます。

第7目・消防費補助金285万3,000円の減額は、地域減災力強化推進補助金。

第8目・教育費補助金170万2,000円の減額は、小中学校防災機能強化補助金で、それぞれの事業の実績見込みによるものでございます。

第10目・電源立地地域対策交付金は21万6,000円の減額で、交付金の決定によるものでございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は17万8,000円の減額で、すべて精算見込み及び交付決定に伴うものでございます。

16ページの第6目・土木費委託金447万8,000円の減額は、海岸及び港湾の清掃委託金の精算によるものでございます。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目・利子及び配当金39万4,000円の増額は、基金運用による利息でございます。

第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入334万1,000円の増額は、旧赤羽生活改善センターの売払収入が190万円、17ページをご覧ください。町有林支障木伐採補償金として144万1,000円でございます。

第2目・物品売払収入123万3,000円の増額は、資源ごみの売払収入でございます。

第16款及び第1項が寄附金、第1目・総務費寄附金は95万円の増額で、ふるさと寄附金でございます。

第9目・一般寄附金688万4,000円の増額は、紀北町開発公社解散に伴う寄附金と1件の一般寄附金でございます。

18ページの第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第4目・福祉事業基金繰入金101万9,000円の減額は、老人福祉特別対策事業の実績見込みによるものでございます。

第2項及び第1目が特別会計繰入金2,047万7,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計に係る平成24年度市町療養給付費負担金の精算による繰入金でございます。

第19款・諸収入、第4項・受託事業収入、第3目・農林水産業費受託事業収入10万4,000円の減額は、森林総合研究所分収造林受託事業の精算によるものでございます。

19ページをご覧ください。

第5項・雑入、第5目・過年度収入310万5,000円の増額は、平成24年度の福祉保健関係の国及び県支出金の精算交付金と過年度分の老人ホーム入所負担金にかかる過誤納付金でございます。

第6目・雑入275万円の増額は、主に、町内の2ヶ所に設置したEV・PHV車両用の充電器にかかる次世代自動車充電インフラ普及支援金340万円の増額でございます。

第20款及び第1項が町債、第1目・総務債40万円の減額は、紀勢自動車道地域振興施設整備事業の精算見込みによるものでございます。

第4目・農林水産業債1,420万円の減額は、中山間地域総合整備事業債と、海岸保全施設整備事業の精算見込みによるものでございます。

20ページの第6目・土木債1,070万円の減額は、町道矢口里4号線道路整備事業など道路橋梁債13事業と、河川施設債の準用河川小松原谷川河川改修事業の精算見込みによるものでございます。

第7目・消防債1,020万円の減額は、主に、小型動力ポンプ積載車整備事業債等の精算見込みによるものでございます。

第8目・教育債480万円の減額は、海山グラウンド整備事業の精算見込みによるものでございます。

これで歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

21ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は32万6,000円の減額で、旅費及び政務調査費の精算によるものでございます。

22ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は980万6,000円の減額で、主に、職員人件費及び地域協議会活動の実績見込みによるものでございます。

第5目・財産管理費1億1,132万3,000円の増額は、財政調整基金等、各基金への積立金と、町有財産管理事業では、旧紀伊長島総合支所の水道の漏水修繕及び消防施設を更新するものでございます。

第6目・企画費195万5,000円の減額は、人づくり事業等、各事業の精算見込みによるものでございます。

23ページの第13目・地域振興費100万8,000円の減額は、紀勢自動車道地域振興施設整備事業の精算見込みによるものでございます。

24ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第3目・町長選挙費207万2,000円の減額、及び25ページの第5項・統計調査費、第2目・指定統計費の17万8,000円の減額は、いずれも精算見込みによるものでございます。

26ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費1,640万8,000円の減額は、保険基盤安定負担金の決定による国民健康保険事業特別会計繰出金の減額と、紀北広域連合への介護給付費及び施設運営費の減による負担金の減額でございます。

第3目・身体障害者福祉費は2,346万7,000円の減額で、障害者地域生活支援事業等の平成24年度の補助金等の精算による返還金、及び心身障害者医療費助成事業等の実績見込みによるものでございます。

第4目・国民年金事務費121万円の減額は、職員人件費でございます。

27ページの第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は6,038万6,000円の減額でございませう。

介護基盤緊急整備等特別対策事業4,000万円と介護施設開設準備経費助成等特別対策事業の540万円の減額は、事業者のご都合により計画が変更されたことによるもので、後期高齢者医療特別会計繰出金は、同医療の広域連合納付金の決定によるもの、その他につきましては、それぞれの事業の精算見込みによるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費193万円の減額は、職員人件費及び老人ホーム措置人数の減によるものでございます。

第4目・老人保健費8,000円の増額は、老人保健事務事業の平成24年度精算による返還金でございます。

28ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は896万4,000円の増額で、放課後児童クラブ対策事業の財源更正と、繰越明許で予定している子ども・子育て支援事業計画策定事業にかかるものでございます。

第2目・保育所費721万8,000円の減額は、主に児童保育事業の実績見込みによる1,455万円の減額でございます。

第3目・児童措置費は1,294万1,000円の減額で、児童手当等支給事業の実績見込みによるものでございます。

29ページの第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は452万1,000円の減額で、職員人件費と地域保健共通事業の実績見込みによるものでございます。

第2目・予防費1,050万円の減額は、予防接種事業等の実績見込みによるものでございます。

第3目・環境衛生費579万6,000円の減額は、荷坂やすらぎ苑組合負担金の精算と、合併処理浄化槽設置基数の減によるものでございます。

30ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費92万9,000円の減額は、職員人件費で、第2目・塵芥処理費は財源更正でございます。

31ページの第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費366万9,000円の減額は、人・農地プラン事業等、各事業の精算見込みによるものでございます。

第5目・農地費213万8,000円の減額は、農地防災事業で相賀排水機場のオイル漏れ修繕のための68万5,000円の増額のほか、各事業の実績見込みによる減額でございます。

32ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費35万1,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

第2目・林業振興費685万3,000円の減額は、森林整備地域活動支援交付金事業等、各事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・林業施設費312万3,000円の減額は、森林再生による野生鳥獣の生育環境創出事業の面積減少によるものでございます。

第4目・町有林造成費506万6,000円の減額は、町有山林作業員等の賃金の精算見込みによるものでございます。

第5目・分収造林費10万4,000円の減額は、精算見込みによるものでございます。

33ページの第3項・水産業費、第2目・水産業振興費414万2,000円の減額は、水産多面的機能発揮対策事業への制度移行によるものと、各事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・漁港管理費7,350万円の減額は、三浦及び矢口漁港の海岸保全施設整備事業の実績見込みによる減額と漁港管理事業の財源更正でございます。

34ページをご覧ください。

第6款及び第1項が商工費、第2目・商工業振興費1,082万5,000円の減額は、起業支援型地域雇用創造事業等、各事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・観光費880万5,000円の増額は、森林公園オートキャンプ場の利用者の増によるもののほか、各事業の実績見込みによるものでございます。

35ページの第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費の19万4,000円の減額は、事業の精算見込みによるものでございます。

36ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第3目・道路橋りょう新設改良費50万円の減額は、町道矢口里4号線道路整備事業等、事業の精算見込みによるものでございます。

37ページの第3項・河川費、第1目・河川総務費408万3,000円の減額は、事業の精算見込みによるものでございます。

第2目・河川施設費960万円の減額は、事業の精算見込みによるものでございます。

第3目・砂防費1,112万円の増額は、急傾斜地崩壊対策事業の変更に伴い負担金を増額するものでございます。

38ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費107万7,000円の減額は、三重県からの清掃業務委託事業の精算によるものでございます。

第2目・港湾施設費50万円の増額は、江ノ浦大橋耐震化事業負担金でございます。

39ページの第8款及び第1項が消防費、第1目・常備消防費185万9,000円の減額は、三

重紀北消防組合負担金の精算見込みによるものでございます。

第3目・消防施設費195万2,000円の減額は、小型動力ポンプ付積載車購入事業の精算見込みによるものでございます。

第5目・災害対策費436万9,000円の減額は、災害対策事業ほか各事業の精算見込みによるものでございます。

40ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は152万9,000円の減額で、児童生徒スクールバス運行事業の精算見込みによるものでございます。

第4目・奨学費326万4,000円の減額は、奨学金貸与事業の実績見込みによるものでございます。

41ページの第2項・小学校費、第1目・学校管理費365万1,000円の減額は、嘱託職員賃金のほか、各事業の実績見込みによるものなどでございます。

42ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費176万1,000円の減額は、中学校校舎等施設営繕事業等、各事業の精算見込みによるものでございます。

第2目・教育振興費29万6,000円の減額は、中学校の要保護及び準要保護生徒就学援助事業の精算見込みによるものでございます。

43ページの第4項及び第1目が幼稚園費364万8,000円の減額は、職員人件費及び嘱託職員賃金のほか、紀伊長島区の通園バス運転業務委託料でございます。

44ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費50万7,000円の減額は、嘱託職員等賃金等、精算見込みによるものと財源更正でございます。

第4目・文化財調査費38万円の減額は、特別天然記念物カモシカ食害対策事業の精算見込みによるものでございます。

45ページの第6項・保健体育費、第3目・体育施設費500万円の減額は、海山グラウンド整備事業の精算見込みによるものでございます。

46ページ、47ページは地方債に関する調書でございます。

47ページをご覧ください。

合計欄の前年度末現在高は124億2,648万9,000円で、当該年度中の起債見込額は今回の補正後9億1,920万円、元金の償還額が13億1,646万円であることから、平成25年度末現在高

見込額は120億2,922万9,000円となります。

48ページの給与費明細書をご覧ください。

一番下の比較の行で、その他の特別職の報酬は22万2,000円の減額ですが、指定統計調査受託事業の統計調査員報酬等の精算見込みによるものでございます。

49ページの一般職総括表をご覧ください。

比較の行の給与費計で1,599万7,000円の減額、共済費で660万5,000円の減額、合計2,260万2,000円の減額は、退職者、休職者等の減額等、職員人件費の精査によるものでございます。

以上で平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

中本衛議長

次に、議案第30号、第31号についての内容説明を求めます。

脇住民課長。

脇俊明住民課長

それでは議案第30号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ192万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,806万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので6ページをご覧ください。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金・第1目・療養給付費等負担金につきまして

は、1万3,000円を増額し、5億1,132万3,000円にしようとするものでありますが、一般被保険者移送費の決算見込みに伴うものでございます。

第4款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第4目・高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、16万1,000円を増額しようとするものでありますが、70歳から74歳までの方の医療費の自己負担率につきましては、本来2割とされているところを、現下の社会情勢から1割のままとする凍結措置が取られており、平成25年度におきましてもその凍結措置が延長されたことに伴いまして、高齢受給者証の更新のための事務経費が交付されることになったことによるものでございます。

第9款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目・利子及び配当金につきましては、1万2,000円を増額しようとするものでありますが、財政調整基金積立金利子の額の決定に伴うものでございます。

7ページをご覧ください。

10款・繰入金・第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、352万1,000円を減額し、1億4,311万円にしようとするものでありますが、保険基盤安定繰入金のうち、保険料軽減分で247万7,000円の減額と、保険者支援分で104万4,000円の減額でございますが、いずれも額の決定に伴うものでございます。

第2項・積立基金繰入金、第1目・積立基金繰入金につきましては、140万9,000円を増額し、3,150万8,000円にしようとするものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

8ページをご覧下さい。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、16万1,000円を増額し2,755万8,000円にしようとするものでありますが、これは、歳入のところでも申し上げましたが、70歳から74歳までの方の自己負担率の凍結措置の延長により、事務経費が交付されたことに伴うものでございます。

9ページをご覧下さい。

第2款・保険給付費、第3項・移送費、第1目の一般被保険者移送費につきましては、一般被保険者移送費の額の決算見込みによるものでございます。

10ページをご覧ください。

第7款・共同事業拠出金、第1項・共同事業拠出金、第1目・高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、211万円を減額し、6,401万円にしようとするものでありますが、

拠出金の額の決算見込みに伴うものでございます。

第4目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、2,458万8,000円を減額し2億2,497万6,000円にしようとするものでありますが、拠出金の額の決算見込みに伴うものでございます。

11ページをご覧ください。

第9款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・財政調整基金積立金につきましては、1万2,000円を増額し、1万3,000円にしようとするものでありますが、積立金利子の額の決定に伴うものでございます。

12ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第1目の国庫支出金返納金につきましては、2,455万9,000円を増額し、2,524万5,000円にしようとするものでありますが、前年度の療養給付費負担金の精算による返還金でございます。

以上で、議案第30号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

協俊明住民課長

引き続きまして、議案第31号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧下さい。

平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成25年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,472万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,310万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明いたしますので、6

ページをご覧ください。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金は、475万2,000円を減額し3億727万4,000円にしようとするものであり、第2目の保険基盤安定繰入金は、100万2,000円を減額し、7,009万9,000円にしようとするものでありますが、それぞれ、後期高齢者医療広域連合納付金の額の決定に伴うものでございます。

第6款・諸収入、第5項及び・第5目の雑入は、2,047万7,000円を増額しようとするものでありますが、平成24年度療養給付費負担金の精算に伴うものでございます。

続きまして歳出を説明させていただきますので、

7ページをご覧ください。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金、第1項・後期高齢者医療広域連合納付金、第1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、575万4,000円を減額し、5億541万円にしようとするものでありますが、三重県後期高齢者医療広域連合納付金の額の変更によるものでございます。

以上で、議案第31号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

中本衛議長

ちょっと暫時、休憩します。

(午後 2時 38分)

中本衛議長

会議を続けます。

(午後 2時 39分)

脇俊明住民課長

すみません。議案第31号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

の8ページをご覧ください。第4款・諸支出金、第2項・繰出金、第1目・他会計繰出金につきましては、2,047万7,000円を増額するものでございますが、前年度精算による一般会計繰出金の増額でございます。失礼いたしました。

日程第37

中本衛議長

次に、議案第32号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾保健福祉課長

それでは、議案第32号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ512万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,744万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、ご説明させていただきます。

先に、歳出予算からご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、512万1,000円を減額し1億7,681万8,000円とするものであります。内容としましては、嘱託職員等賃金の精査による512万1,000円の減額は、共済費124万7,000円の減額と、賃金387万4,000円の減額でご

ざいます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

1 ページへ戻っていただきまして、6 ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は1,873万6,000円を取崩すものとしておりましたが、先ほどの512万1,000円を減額し、1,361万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第32号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第38

中本衛議長

次に、議案第33号についての内容説明を求めます。

工門財政課長。

工門利弘財政課長

それでは、議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算の内容について、説明させていただきます。予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度 紀北町一般会計予算

平成26年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95億4,490万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

2ページをご覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年3月5日 提出

紀北町長 尾上壽一

続きまして、8ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。土地改良施設維持管理適正化事業拠出金など、全部で3件でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

第3表 地方債でございます。限度額は過疎対策事業ほか合計で15億7,740万円でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明申し上げます。

12ページをご覧ください。

第1款・町税、第1項・町民税、第1目・個人は5億5,328万2,000円でございます。前年度と比較し1,303万9,000円の増額でございます。

第2目・法人は1億119万8,000円でございます。前年度と比較し1,549万4,000円の減額でございます。

第2項及び第1目は固定資産税は6億3,213万7,000円でございます。前年度と比較し1,172万2,000円の増額でございます。

13ページをご覧ください。

第2目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金は2,193万3,000円で、森林管理署、三重県及び企業庁からの交付金ですが、前年度と比較し614万9,000円の増額でございます。

第3項及び第1目ともに軽自動車税は3,869万2,000円で、前年度と比較し85万3,000円の

増額でございます。

第4項及び第1目は町たばこ税は1億1,572万4,000円で、前年度と比較し2,643万9,000円の減額でございます。

14ページの第2款・地方譲与税、第1項及び第1目が地方揮発油譲与税は2,000万円で前年度と同額、第2項及び第1目が自動車重量譲与税は4,800万円で、前年度と比較し200万円の減額でございます。

15ページをご覧ください。

第3款、第1項、第1目ともに利子割交付金は512万4,000円で、前年度と比較し59万5,000円の増額でございます。

第4款、第1項、第1目ともに配当割交付金は393万9,000円で、前年度と比較し79万7,000円の増額でございます。

第5款、第1項、第1目ともに株式等譲渡所得割交付金は91万4,000円で、前年度と比較し9,000円の減額でございます。

16ページの第6款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は1億7,300万円で、前年度と比較し2,300万円の増額でございますが、消費税が5%から8%になること、また、それに伴い地方消費税率が1%から1.7%になることを含めたものでございます。

第7款、第1項、第1目ともに自動車取得税交付金は2,200万円で、前年度と比較し1,000万円の減額となり、第8款、第1項、第1目ともに地方特例交付金は470万円で、前年度と同額となっております。

17ページをご覧ください。

第9款、第1項、第1目ともに地方交付税は40億2,209万2,000円でございます。

このうち普通交付税は37億5,000万円、特別交付税は2億7,209万2,000円でございます。合わせて前年度と比較し1億209万2,000円、約2.6%の増でございます。

第10款、第1項、第1目ともに交通安全対策特別交付金は210万円で、前年度と同額でございます。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第1目・総務費負担金は7万円で、三重県南部地域活性化基金事業市町負担金でございます。

第2目・民生費負担金は9,835万8,000円でございますが、主なものとしては、18ページの私立保育所保育料負担金などでございます。

第3目・衛生費負担金は6万4,000円、第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第

1目・総務使用料は293万4,000円で前年度と同額でございます。

第2目・民生使用料は7,000円でございます。

第3目・衛生使用料は799万8,000円で、主なものは、19ページをご覧ください、一般廃棄物処理施設使用料などがございます。

第4目・農林水産使用料は163万7,000円でございます。

第5目・商工使用料は5,600万5,000円で、ふるさと温泉及び紀北町森林公園オートキャンプ場の施設使用料などがございます。

第6目・土木使用料は5,371万9,000円で、町営住宅使用料などがございます。

第7目・教育使用料は553万1,000円で、主なものは、20ページの幼稚園保育料などがございます。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は853万3,000円で、主なものとしては、21ページをご覧ください。戸籍手数料、住民票手数料などがございます。

第3目・衛生手数料は88万2,000円でございます。

第4目・農林水産手数料は1万7,000円でございます。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は4億3,877万7,000円で、障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、児童手当等負担金などがございます。

22ページの第2目・衛生費負担金26万8,000円は、未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金1,449万円は、市町村合併推進体制整備費補助金で、地方バス運行対策事業、赤羽公園管理事業などに充当いたします。

第2目・民生費補助金は1億2,903万2,000円で、平成26年度は臨時福祉給付金国庫補助金1億336万7,000円が入っていることから1億2,212万8,000円の増となっております。

第3目・衛生費補助金は665万9,000円で、主なものとしては、循環型社会形成推進交付金で、合併浄化槽設置整備事業に充当しております。

第4目・農林水産業費補助金は1億750万円で、海岸保全施設整備事業費補助金でございます。

第6目・土木費補助金は、社会資本整備総合交付金の2,752万4,000円で、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業や道路ストック総点検事業などに充当いたします。

23ページをご覧ください。

第8目・教育費補助金は3,130万8,000円で、学校施設環境改善交付金として、小・中学

校施設の防災機能強化非構造部材耐震化事業分合計2,416万6,000円が含まれております。

24ページの第3項・委託金、第1目・総務費委託金は19万1,000円でございます。

第2目・民生費委託金は533万円で、国民年金事務委託金などがございます。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は110万円で、特例処理事務交付金でございます。

第2目・民生費負担金は2億9,301万4,000円で、障害者介護給付費負担金、保育所運営費負担金のほか国民健康保険及び後期高齢者医療の基盤安定事業費負担金などがございます。

25ページをご覧ください。

第3目・衛生費負担金13万4,000円は、三重県からの未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は4,427万9,000円で、主なものは、三重県市町村合併支援交付金で、紀勢自動車道地域振興施設整備事業などに充当いたします。

第2目・民生費補助金は1億2,293万4,000円で、心身障害者医療費補助金、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金などがございます。

26ページの第3目・衛生費補助金は663万5,000円で、浄化槽設置促進事業補助金などがございます。

第4目・農林水産業費補助金は1億3,947万2,000円で、本年度から新たに交付されることとなった、みえ森と緑の県民税市町交付金のほか、市町営漁港海岸保全事業費補助金などがございます。

27ページをご覧ください。

第5目・商工費補助金は1,744万円で、主に緊急雇用創出事業臨時特例交付金で、国の雇用対策措置によるものがございます。

第6目・土木費補助金は339万4,000円で、木造住宅耐震関係補助金でございます。

第7目・消防費補助金は1,224万8,000円で、地域減災力強化推進補助金でございます。

第8目・教育費補助金は176万2,000円で、放課後子ども教室推進事業費補助金などがございます。

第10目・電源立地地域対策交付金は1,145万円で、消防施設・機械器具整備事業などに充当いたします。

28ページの第3項・委託金、第1目・総務費委託金は3,251万3,000円で、主なものとしては、税務一般事務事業及び徴税賦課徴収事業に充当する県民税徴収取扱委託金のほか、

知事及び県議会議員選挙の執行委託金などがございます。

第4目・農林水産業費委託金は183万円で、海岸維持修繕事業委託金などがございます。

第6目・土木費委託金は1,658万7,000円で、海岸清掃委託金や江ノ浦橋管理委託金などがございます。

第7目・消防費委託金は131万円で、樋門管理委託金でございます。

29ページをご覧ください。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は636万円で町有地貸付収入などがございます。

第2目・利子及び配当金の649万4,000円は、基金運用利息などがございます。

第2項・財産売払収入、第2目・物品売払収入は400万円でございます。

30ページの第16款及び第1項が寄附金、第1目・総務費寄附金は100万円でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は2億994万7,000円で、前年度と比較し3,294万7,000円の増額でございます。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は2,240万円で、種まき権兵衛の里施設整備事業及び観光振興推進事業の高速道路延伸関連に充当いたします。

第4目・福祉事業基金繰入金は363万円で、老人福祉特別対策事業に充当いたします。

第8目・庁舎等改築及び改修基金繰入金は800万円で、庁舎及び海山総合支所の管理事業に充当いたします。

31ページをご覧ください。

第16目・災害援護資金償還事業基金繰入金は5,186万6,000円で、災害援護資金償還事業に充当します。

第17目・交通安全対策事業基金繰入金は321万7,000円で、交通安全対策事業などに充当いたします。

第18款、第1項、第1目ともに繰越金は1,000万円で、一般会計歳計剰余金でございます。

32ページの第19款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金は1,223万4,000円で、第2目・加算金は1,000円でございます。

第2項及び第1目が町預金利子は1,000円でございます。

第3項及び第1目が貸付金元利収入は4,223万9,000円で、奨学資金貸付金返還金、及び災害援護資金貸付金返還金でございます。

33ページをご覧ください。

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は3,483万6,000円で、地域支援事業受託事業収入などがございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入は1,669万円で、森林総合研究所分収造林受託事業収入などがございます。

第5項・雑入、第2目・弁償金は1,000円、第6目・雑入は6,682万円で、主なものとしては、34ページの三重県市町村職員互助会公益事業等助成金、オータムジャンボ配分金、36ページをご覧ください。消防団員退職報償金、37ページをご覧ください。宮川第二発電所周辺整備交付金などがございます。

第20款及び第1項が町債、第1目の総務債5億6,170万円のうち、地域振興基金債1億1,400万円は合併特例事業債で、地域振興基金の積み立てに充当いたします。

過疎地域自立促進特別事業債は1億770万円で、過疎対策事業債の対象となるソフト事業として、CATV行政放送事業をはじめとする20事業に充当いたします。

38ページの第2目・民生債1億4,530万円は合併特例債で、紀北広域連合運営事業に充当いたします。

第4目・農林水産業債4,330万円のうち農業債230万円は過疎対策事業債で、中山間地域総合整備事業に充当し、水産業債4,100万円は合併特例事業債で、海岸保全施設整備事業に充当いたします。

第6目・土木債1億5,350万円はすべて過疎対策事業債で、町道沖見1号線道路整備事業など18事業に充当いたします。

39ページをご覧ください。

第7目・消防債2億6,780万円は、避難路整備事業債610万円、避難路誘導灯設置事業債190万円及び津波避難タワー整備事業債690万円は合併特例債で合計1,490万円でございます。消防デジタル無線事業債1億7,890万円が緊急防災・減災事業債、その他の5事業が過疎対策事業債で合計7,400万円でございます。

第8目・教育債4,580万円は合併特例債で、小中学校施設の防災機能強化非構造部材耐震化事業に充当いたします。

第10目・臨時財政対策債は3億6,000万円で、前年度と比較し5,000万円の減額でございます。

以上が歳入予算でございます。

中本衛議長

ここで3時15分まで休憩とします。

(午後 3時 00分)

中本衛議長

それでは、休憩前に引き続き会議を進めます。

(午後 3時 15分)

中本衛議長

工門財政課長。

工門利弘財政課長

どうも失礼いたしました。

それでは、引き続きまして歳出予算を説明させていただきます。

人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明させていただきます。

40ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は1億1,304万1,000円で、議会活動及び議会事務局運営事業などでございます。

42ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は5億4,987万6,000円でございます。8名分の嘱託職員等賃金のほか、総合住民情報システム運営事業などでございます。

44ページをご覧ください。

第2目・文書広報費は5,867万8,000円で、一般広報・広聴事業費は、広報きほくの発行に要する経費で、CATV行政放送事業は、行政放送番組「ふるさと紀北町」の番組の製作などに要する経費でございます。文書取扱事業は、文書の処理、收受、発送及び複写機などの使用に要する経費でございます。

45ページをご覧ください。

第3目・財政管理費は837万円で、財務会計システム運営事業に要する経費でございますが、平成26年度はシステムサーバーなどの再構築業務がございますので、昨年度と比較し658万8,000円の増額となっております。

第4目・会計管理費は97万9,000円で、会計管理事務に要する経費でございます。

第5目・財産管理費は1億9,572万5,000円で、庁舎管理事業には、本庁の会議室及び喫煙室改修工事費600万円が含まれております。

第6目・企画費は6,181万1,000円で、地方バス運行対策事業は、尾鷲長島線などの運行に要する経費のほか、公共交通空白地での自主運行バス試験運行などに要する経費でございます。

47ページをご覧ください。

第7目・支所及び出張所費は2,572万4,000円で、4名分の嘱託職員等賃金のほか、海山総合支所管理事業には、3階壁面の改修工事200万円を含んでおります。

48ページの第8目・公平委員会費は4万7,000円で、公平委員会の運営に要する経費でございます。

第10目・生活安全推進費は390万7,000円で、防犯活動事業、交通安全対策推進事業などに要する経費でございます。

第11目・一般訴訟費は788万3,000円でございますが、水道関係訴訟事業の損害賠償請求事件及び教育関係訴訟事業の公金支出差止等請求事件に要する経費でございます。

49ページをご覧ください。

第12目・諸費は704万円で、町税過誤納付による歳出還付金や自治会連合会への補助金などでございます。

第13目・地域振興費は4億2,420万5,000円で、紀勢自動車道地域振興施設の整備に要する経費でございます。

50ページの第2項・徴税費、第1目・税務総務費は7,358万3,000円で、2名分の嘱託職員等賃金のほか、税務一般事務事業でございます。

51ページをご覧ください。

第2目・賦課徴収費は417万7,000円で、町税の賦課・徴収に要する経費でございます。

52ページの第3項及び第1目が戸籍住民基本台帳費は6,473万7,000円で、4名分の嘱託職員等賃金のほか、戸籍電算管理事業などでございます。

54ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は673万9,000円でございます。

第4目・町議会議員選挙費は1,345万1,000円で、任期満了に伴う町議会議員選挙の執行にかかる経費でございます。

55ページをご覧ください。

第9目・知事選挙費は359万2,000円、第10目・県議会議員選挙費は192万円、双方ともに任期満了に伴う選挙の執行費でございます。

57ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は270万8,000円で、指定統計調査にかかる受託事業でございます。

58ページの第6項及び第1目が監査委員費は73万円でございます。

59ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は9億4,918万2,000円でございます。

3名分の嘱託職員等賃金のほか、国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定分、職員給与費分、財政安定化支援事業分、出産育児一時金など一般会計からの繰出金でございます。

紀北町社会福祉協議会助成事業は、同協議会への補助金でございます。

紀北広域連合運営事業は、紀北広域連合への負担金などがございますが、本年度は紀北作業所の増改修工事費などが含まれております。

60ページの第3目・身体障害者福祉費は4億6,157万7,000円で、心身障害者医療費助成事業のほか、障害者地域生活支援事業は、障がいを持つ方がその適正に応じ、地域で自立した社会生活を営むことができるよう実施する事業に要する経費でございます。

61ページをご覧ください。

障害者介護・訓練等給付事業は、障がいを持つ方に対する在宅及び施設入所などの福祉サービスに要する経費でございます。

第4目・国民年金事務費は1,210万4,000円でございます。

63ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は5億2,029万7,000円で、老人福祉特別対策事業・町単分の事業は、高齢者福祉大会など紀北町社会福祉協議会への委託料及びねたきり老人等福祉保健手当などの経費でございます。

配食サービス事業は、一人暮らし高齢者などに栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて安否確認を行うための経費でございます。

後期高齢者医療特別会計繰出金は、療養給付費町負担金、職員人件費及び事務費などに要する経費を、一般会計から繰り出すものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は8,330万7,000円でございます。

9名分の嘱託職員等賃金のほか、老人ホーム管理運営事業は、老人ホーム赤羽寮養護分の運営に要する経費でございます。

66ページをご覧ください。

第3目・介護保険費は43万8,000円でございます。

第4目・老人保健費は25万2,000円でございます。

67ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は2,941万7,000円で、子育て支援センター一設置事業は、民間の子育て支援センターへの事業委託経費であり、放課後児童クラブ対策事業は、放課後の児童対策として引き続き取り組むものでございます。

第2目・保育所費は3億7,085万8,000円で、2名分の嘱託職員等賃金のほか、私立保育所保育対策事業などに要する経費でございます。児童保育事業は、保育所児童保育の実施に要する経費で、町内の私立保育所7園に対して補助するものでございます。

68ページの第3目・児童措置費は2億728万3,000円で、児童手当などの支給に要する経費でございます。

第4目・母子福祉費は5,671万円で、子ども医療費助成事業は、本年9月から中学校卒業までの子どもの通院及び18歳年度末までの子どもの入院についても無料となるよう医療費助成範囲を町単独事業として拡大した金額でございます。

第5目・へき地保育所費4万円は、赤羽保育所の管理に要する経費でございます。

70ページをご覧ください。

第4項及び第1目が災害救助費8,709万5,000円は、災害援護資金償還に要する経費でございます。

71ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1億9,263万1,000円でございます。

3名分の嘱託職員等賃金のほか、地域保健共通事業は保健衛生全般に係る経費で、本年

度から新たに特別交付税を受け実施する公的病院等運営費補助金7,209万2,000円が含まれております。

72ページの第2目・予防費は8,005万4,000円でございます。

予防接種事業は、昨年度から水痘、おたふくかぜ及びロタウイルスのワクチン接種の一部助成を行っておりますが、本年度から接種費用の高額なロタウイルスワクチンの助成額を増額しております。

ガン検診事業は、各種ガン検診などに要する経費でございますが、本年度は肺ガンと大腸ガン検診の個人負担の無料化を実施いたします。

第3目・環境衛生費は6,407万6,000円でございます。

73ページをご覧ください。

火葬場及び霊柩車管理運営事業は、海山区の浄聖苑管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金でございます。浄化槽設置整備事業は、合併浄化槽設置整備事業費補助金などで、墓地管理事業には、長島墓地トイレ改修工事200万円が含まれております。

第4目・環境保全費134万3,000円には、相賀児童公園水中ポンプ取替修繕料60万円が含まれております。

75ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は1億6,237万円で、嘱託職員等賃金は1名分で201万9,000円でございます。

第2目・塵芥処理費は4億1,168万3,000円でございます。リサイクルセンター管理運営事業は、紀伊長島リサイクルセンター及び海山リサイクルセンターの施設管理費でございます。ごみ収集処理事業は、町内のごみ収集に要する経費で、ごみ収集運搬業務の委託料などがございます。資源ごみリサイクル促進事業は、各地区に設置した資源ごみステーションに出された資源ごみの回収及び処理などに要する経費でございます。

第3目・し尿処理費6,112万3,000円で、し尿処理場の管理運営に要する経費でありまして、主な経費としては、燃料費、光熱水費、修繕料、医薬材料費などの需用費5,573万円でございます。

73ページをご覧ください。第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は4,991万円で。

(「ページ数が違う」と呼ぶ者あり)

工門利弘財政課長

すいません。失礼しました。

78ページです。78ページをご覧ください。失礼しました。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は4,991万円で、繰出基準に基づく水道事業会計への繰出金でございます。

79ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は792万1,000円で、農業委員会などの運営に要する経費でございます。

第2目・農業総務費は4,742万9,000円で、農政総合企画事業は、農業の振興と総合企画に要する経費で、東紀州農業共済事務組合負担金1,045万6,000円が含まれております。

80ページの人・農地プラン事業は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などを解消するため、新規就農者や農地集積を支援していく事業でございます。

81ページをご覧ください。

第3目・農業振興費は54万8,000円でございます。

第5目・農地費は5,783万4,000円でございます。

土地改良施設維持管理適正化事業は、上里排水機場ポンプオーバーホール工事1,300万円及び相賀排水機場主エンジン分解整備工事848万2,000円などが含まれております。

83ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は3,301万円で、林業の総合的な企画、運営に関する経費でございます。

第2目・林業振興費は1,115万5,000円で、紀北町産材を利用して町内に住宅を建てた方に奨励金を交付する地域産材利用促進事業のほか、新規事業として84ページの、みえ森と緑の県民税市町交付金事業は、交付金を利用して人家裏山林危険木伐採や集落周辺森林整備事業などを実施しようとするものでございます。

第3目・林業施設費2,380万9,000円は、林道治山関係事業のほか、森林再生により農地や集落での鳥獣害を低減する野生鳥獣の生息環境創出事業などでございます。

第4目・町有林造成費は6,539万円で、町有林の保育、管理等を実施する町有林造成事業などでございます。

85ページをご覧ください。

第5目・分収造林費は1,656万7,000円でございます。

87ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は1,530万4,000円で、各団体等への負担金な

どの水産総合企画事業のほか島勝漁村センター管理事業などでございます。

88ページの第2目・水産業振興費1,458万6,000円は、漁業近代化利子補給補助金などの漁業振興対策事業のほか、種苗放流の負担金などの水産資源増殖事業などでございます。

第3目・漁港管理費は2億4,347万1,000円でございますが、漁港を維持管理する漁港管理事業には三浦漁港海岸浸食防止工事924万1,000円を含んでいるほか、三浦及び矢口漁港にかかる海岸保全施設整備事業でございます。

90ページをご覧ください。

第6款及び第1項が商工費、第1目・商工総務費は5,546万6,000円で、3名分の嘱託職員等賃金などでございます。

第2目・商工業振興費は4,351万3,000円で、商工会への小規模経営改善普及事業費補助金のほか、91ページをご覧ください。ふれあい広場マンドロ、道の駅マンボウ及び道の駅海山の管理事業などでございます。

第3目・観光費は1億3,595万8,000円で、観光活性化対策事業は、熊野古道世界遺産登録10周年事業負担金200万円のほか、燈籠祭助成金、大白祭補助金、紀北町観光協会補助金など観光関係補助金などでございます。

温泉施設管理運営事業は、ふるさと温泉の管理運営に要する経費でございます。

紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業のうち施設管理委託料は2,571万5,000円でございます。

観光振興推進事業の高速道路延伸関連事業は、魚飛溪PR看板や紀北町観光協会への委託事業のほか、三重FM放送及び三重テレビ放送へのPR番組の制作委託などに要する経費でございます。

93ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は1億1,434万3,000円で、1名分の嘱託職員等賃金のほか、土木事業推進及び管理関係事業のほか地籍調査事業などでございます。

95ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は700万円でございます。

第2目・道路橋りょう維持費は6,626万7,000円で、3名分の嘱託職員等賃金のほか、町道などの維持補修に要する経費でございます。

96ページの第3目・道路橋りょう新設改良費は1億7,441万7,000円で、町道道路改良事

業の町単分は、町道井の島山本5号線道路整備事業のほか町単独の道路改良事業に要する経費でございます。

97ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は827万6,000円で、海岸環境清掃業務委託事業などに要する経費でございます。

第2目・河川施設費は1,110万円で、河川改修及び維持補修に要する経費でございます。

第3目・砂防費は1,600万円で、急傾斜地崩壊対策事業の負担金でございます。

98ページの第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は1,350万1,000円で、港湾環境清掃業務委託事業や江ノ浦橋管理委託事業などでございます。

第2目・港湾施設費の650万円は、平成25年度から5年間で施工する江ノ浦大橋耐震化事業の負担金でございます。

99ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は1,320万8,000円でございます。

第2目・公園費は104万4,000円で、都市公園の管理に係る経費でございます。

第4目・高速道路関連費は14万円でございます。

100ページの第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は3,195万円で、町営住宅の維持管理にかかる町営住宅管理事業には、公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料379万7,000円や町営住宅小山団地外壁塗装工事及びあけぼの団地給水塔解体工事の870万円が含まれております。

101ページをご覧ください。

第8款及び第1項が消防費、第1目が常備消防費は6億569万1,000円で、三重紀北消防組合負担金でございます。

第2目・非常備消防費は4,250万8,000円でございます。

消防団出動事業は、出動時の報酬でございます。

消防団員活動事業は、消防団員の報酬、報償費、退職報償金の掛金などに要する経費でございます。

第3目・消防施設費は2,133万6,000円でございます。

消防機械器具整備管理事業は、消防団車両、小型動力ポンプ、消防水利の維持管理に要する経費でございます。

102ページの消防施設・機械器具整備事業は、消防団の小型動力ポンプ付積載車などの購

入に要する経費でございます。

第4目・水防費は699万7,000円で、河川海岸水防対策事業に要する経費でございます。

第5目・災害対策費は7,392万8,000円でございます。

災害対策事業は、非常用備蓄品の購入や防災対策機器、施設の維持管理など、災害対策に要する経費でございます。

防災行政無線管理事業は、紀北町及び三重県防災行政無線の維持管理、全国瞬時警報システムに要する経費でございます。

自主防災組織対策事業の主なものとしては、自主防災会倉庫を町内4箇所に設置する経費として140万円、昨年度に引き続き交付する自主防災会活動補助金が460万円、全自主防災会に配布する『かけモック』購入費が82万8,000円などがございます。地震・津波災害避難路整備事業は、地震・津波避難路の整備と維持管理に要する経費でございますが、津波避難タワー設計業務730万円、ソーラーの避難誘導灯設置工事400万円のほか、各地区の避難路整備工事が含まれております。

103ページをご覧ください。

雨水排水対策調査事業は、相賀地区浸水対策基本計画策定業務及び出垣内・山本地区雨水排水対策調査業務の委託料でございます。

104ページの第9款・教育費、第1項・教育総務費、第1目・教育委員会費は68万円で、教育委員会運営事業などに要する経費でございます。

第2目・事務局費は7,516万5,000円で、主に6名分の嘱託職員等賃金や、教育委員会事務局運営事業のほか、児童生徒を送迎するスクールバス運行事業などがございます。

105ページをご覧ください。

第3目・教育振興費は217万7,000円で、紀北教育研究所運営事業費補助金などの教育の振興に関する各種補助金でございます。

第4目・奨学費は701万円で、奨学金貸与事業に要する経費でございます。

106ページの第2項・小学校費、第1目・学校管理費は1億8,034万5,000円でございます。嘱託職員等賃金は11名分で、小学校管理運営事業費は、小学校11校分の維持管理に要する経費でございます。

特別支援学級児童介助教員設置事業は、介助教員の配置に要する経費でございます。

小学校校舎等施設営繕事業は、小学校校舎の修繕、改修などに要する経費でございます。

107ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,463万円でございます。

小学校教育活動振興助成事業は、小学校教育振興経費、校医報酬、児童・教員健康診断などに要する経費でございます。要保護及び準要保護児童就学援助事業は、学用品費、給食費など対象児童に対して様々な就学援助を行うものでございます。

108ページの第3項・中学校費、第1目・学校管理費は6,512万5,000円でございます。

嘱託職員等賃金は4名分、中学校管理運営事業は、中学校4校分の維持管理に要する経費でございます。特別支援学級生徒介助教員設置事業は、介助教員の配置に要する経費でございます。中学校校舎等施設営繕事業は、中学校校舎の修繕、改修などに要する経費でございます。

109ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,494万6,000円でございます。

中学校教育活動振興助成事業は、中学校4校の教育振興経費、校医報酬、生徒・教員健康診断などに要する経費でございますが、本年度から町単独で学校図書館司書業務委託料300万円と、学級診断評価及びC R Tテストの手数料62万7,000円が含まれております。要保護及び準要保護生徒就学援助事業は、対象生徒に対して様々な就学援助を行うものでございます。

110ページの第4項及び第1目が幼稚園費は7,861万円でございます。

5名分の嘱託職員等賃金のほか、幼稚園管理運営事業は、幼稚園3園の管理運営に要する経費でございます。

112ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は9,554万2,000円で、15名分の嘱託職員等賃金のほか、文化振興事業、若者センター管理事業などでございます。

放課後子ども教室推進事業は、両区に設置しております「いきいき子ども学園」に要する経費でございます。

113ページをご覧ください。

第2目・公民館費は3,166万3,000円で、紀伊長島区公民館管理運営事業は、東長島公民館など公民館7館の管理運営に要する経費で、東長島公民館エアコン改修工事150万円が含まれております。

海山区公民館管理運営事業は、海山公民館など公民館5館の管理運営に要する経費で、海山公民館楽屋トイレ改修工事59万5,000円が含まれております。

114ページの第3目・郷土資料館費は354万6,000円で、郷土資料館2館の管理運営に要する経費でございます。

115ページをご覧ください。

第4目・文化財調査費は843万7,000円でございます。

特別天然記念物カモシカ食害対策事業のほか、熊野古道関係事業は、熊野古道ウォーキングや古道の保全に要する経費などがございます。

116ページの第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は1,072万9,000円で、スポーツ交流推進事業には、来年春に予定している全国春季小学生女子ソフトボール大会開催補助金250万円が含まれております。

第2目・給食施設費は1億1,493万3,000円でございます。

学校給食センター管理運営事業は、海山区の小中学校・幼稚園の給食に要する経費で、給食施設管理運営事業は、紀伊長島区の小中学校・幼稚園の給食に要する経費でございます。

118ページをご覧ください。

第3目・体育施設費2,459万7,000円は体育施設などの管理運営に要する経費で、赤羽公園管理事業には、野球場内野整備工事500万円が含まれております。

119ページをご覧ください。

第11款及び第1項が公債費、第1目・元金は12億3,563万2,000円で長期債償還元金でございます。

第2目・利子は1億3,430万円で、長期債償還利子及び一時借入金利子でございます。

120ページの第14款・第1項・第1目ともに予備費は1,000万円でございます。

121ページから124ページまでは、債務負担行為に関する調書でございます。

125ページと126ページは、地方債現在高の見込に関する調書でございますが、126ページの合計の欄をご覧ください。

地方債残高は、前々年度末現在高欄の平成24年度末は124億2,648万9,000円で、前年度末現在高欄の平成25年度末見込みでは120億2,922万9,000円となっております。

平成26年度中の起債借入見込額が15億7,740万円で、償還見込額が12億8,621万6,000円でございますので、平成26年度末では123億2,041万3,000円となる見込みでございます。

127ページ以降は、給与費明細書となっておりますが、まず、127ページの特別職の表をご覧ください。

町長、副町長の給料月額は、それぞれ72万円、それから57万円で、年間所要額は、給料1,548万円、期末手当560万6,000円、共済費366万2,000円となっており、合計2,474万8,000円でございます。

町議会議員の皆様の方は18人で報酬4,352万円、期末手当1,384万5,000円、共済費2,308万円となっており、合計8,044万5,000円となっております。12月1日以降は16人分で積算しております。

その他の特別職は、教育委員、選挙管理委員などの委員と消防団員など1,088人の報酬4,742万3,000円でございます。

128ページをご覧ください。

一般職の職員数は、前年度と同様の181人でございます。

給料は6億6,424万8,000円、職員手当3億3,671万8,000円、給与費の合計は10億96万6,000円でございます。共済費は2億1,966万円で、合計12億2,062万6,000円でございます。前年度と比較いたしますと2,601万4,000円の減額となりますが、その主な要因としては、退職した職員と新規採用職員との給与の差による減額でございます。

以上で、平成26年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

日程第39・40

中本衛議長

次に、議案第34号、第35号についての内容説明を求めます。

脇住民課長。

脇俊明住民課長

それでは、議案第34号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億3,457万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書の8ページをご覧ください。

第1款・国民健康保険料、第1項・国民健康保険料、第1目の一般被保険者国民健康保険料3億9,041万3,000円、第2目の退職被保険者等国民健康保険料4,399万2,000円をそれぞれ計上しております。

料率につきましては、平成25年度と変わりなく据え置いてございます。

10ページをご覧ください。

第3款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第1目・総務手数料1,000円は、保険料納付証明等の手数料で、第2目・督促手数料2万円は、保険料督促にかかる手数料でございます。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目の療養給付費等負担金は、医療費に対する国の負担金4億8,829万3,000円でございます。

第2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、レセプト1件80万円を超えるものにつきまして、県下の市町の財政安定を図るため、国保連合会において共同事業を行っておりますが、この拠出見込額に対する国の負担金1,812万7,000円でございます。

第3目の特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査に係る国の基準単価による負担金423万6,000円でございます。

11ページをご覧ください。

第4款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目の財政調整交付金につきましては、普通調整交付金1億5,048万5,000円、特別調整交付金1,338万6,000円、合わせまして1億6,387万1,000円でございます。

第5款、第1項、第1目ともに、療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金2億66万円でございます。

第6款、第1項、第1目ともに、前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金8億320万5,000円でございます。

12ページをご覧ください。

第7款・県支出金、第1項・県負担金、第1目の高額医療費共同事業負担金につきましては、国の負担金と同様に国保連合会の共同事業で、拠出する額に対する県の負担金1,812万7,000円でございます。

第2目・特定健康診査等負担金も国の負担と同様、基準単価の3分の1の負担率による県の負担金423万6,000円でございます。

第7款・県支出金、第2項・県補助金、第2目の県財政調整交付金につきましては、地域普通調整交付金として7,140万4,000円、地域特別調整交付金として5,432万2,000円、合計1億2,572万6,000円でございます。

13ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに共同事業交付金の第1目・高額医療費共同事業交付金につきましては、レセプト1件80万円以上の高額医療費に係る国保連合会からの交付金7,889万2,000円でございます。

第2目・保険財政共同安定化事業交付金につきましては、3億9,625万1,000円を計上しておりますが、レセプト1件2万円以上80万円未満の医療費に係る支払いに対して、財政の安定化を図るため県下の市町が共同して国保連合会において行う事業で、拠出金を出し合ってこれを原資にして、支払いの状況に応じて各市町に交付されるものでございます。

第9款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金積立金利子1,000円でございます。

14ページをご覧ください。

第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金につきましては、1億4,764万円でございますが、一般会計からの法定分の繰入でございます。これは保険基盤安定繰入金で保険料軽減分に係るもの、職員給与費分等を繰入れるものでございます。15ページをご覧ください。

第10款・繰入金、第2項、第1目ともに、積立基金繰入金につきましては、3,977万4,000円でございますが、財政調整のため財政調整基金から一部繰り入れて歳入に充てるものでございます。

第11款、第1項、第1目ともに、繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万円でございますが、平成25年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

第12款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目・延滞金 2,000円につきましては、一般被保険者等延滞金1,000円と、16ページ、退職被保険者等延滞金1,000円でございます。

第12款・諸収入、第4項・雑入、第3目の一般被保険者第三者納付金100万円、第4目・退職被保険者等第三者納付金10万円は、それぞれ交通事故による損害賠償金に係る納付金でございます。

第5目・一般被保険者返納金、第6目・退職被保険者等返納金につきましては、診療報酬返納金として、それぞれ1,000円計上してございます。

第7目・雑入では、療養費等の支給に係る国負担分1,000円でございます。

次に歳出をご説明させていただきます。

18ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、3,698万4,000円でございますが、職員人件費として4名分の給料等2,458万7,000円、嘱託職員等賃金は事務補助員1名分の賃金193万9,000円、一般事務事業では1,045万8,000円でございますが、主なものは、国民健康保険法改正に対応するためのシステム改修費518万4,000円、そのほかは、被保険者証の郵送料や国保連合会での共同処理電算事務手数料等でございます。

19ページをご覧ください。

第2目・連合会負担金につきましては、三重県国民健康保険団体連合会負担金102万7,000円でございますが、国保連合会審査事務処理にかかる一般負担金や保健事業に係る負担金等でございます。

20ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、保険料賦課徴収事業506万7,000円でございますが、保険料を徴収する相談員の賃金、保険料決定通知書の郵送料、口座振替手数料などがございます。

21ページをご覧下さい。

第1款・総務費、第3項・運営協議会費、第1目の運営協議会費につきましては、昨年と同額の15万円でございますが、国民健康保険運営協議会運営事業の委員報酬でございます。

22ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては、交通事故に係る第三者行為分100万円を含め15億5,316万9,000円でございます。

第2目の退職被保険者等療養給付費につきましても、第三者行為分10万円を含め1億4,688万2,000円でございます。

第3目の一般被保険者療養費につきましては、一般被保険者の療養費としまして1,301万1,000円、第4目の退職被保険者等療養費につきましても、退職被保険者等の療養費77万8,000円でございます。

第5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料488万2,000円でございますが、国保連合会への診療報酬審査手数料などがございます。

23ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項・高額療養費、第1目の一般被保険者高額療養費2億1,810万3,000円、第2目の退職被保険者等高額療養費2,564万5,000円につきましては、医療費が高額になった場合に一部負担給付をするものでございます。

第3目の一般被保険者高額介護合算療養費として50万円、第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費10万円でございますが、医療保険分と介護保険分に係る自己負担額を合算しまして、決められた限度額を超えた場合に、その超えた分に相当する額を助成するものでございます。

24ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第4項・出産育児諸費、第1目の出産育児一時金840万円は、20件分を見込んだものでございます。

第2目の支払手数料につきましては、出産育児一時金を医療機関に三重県国民健康保険

連合会を通して直接払いをするための経費5,000円でございます。

25ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費250万円は、50件分を見込んだものでございます。

26ページをご覧ください。

第3款及び第1項ともに後期高齢者支援金等、第1目の後期高齢者支援金につきましては、2億9113万9,000円でございますが、75歳以上の後期高齢者の医療給付にあてるため、社会保険診療報酬支払基金に支出するものでございます。

第2目の後期高齢者関係事務費拠出金2万7,000円につきましても同様に、事務費として支出するものでございます。

27ページをご覧ください。

第4款及び第1項ともに前期高齢者納付金等、第1目の前期高齢者納付金につきましては、42万5,000円でございますが、65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費を社会保険診療報酬支払基金へ納付するための納付金でございます。

第2目の前期高齢者関係事務費拠出金2万3,000円につきましても、社会保険診療報酬支払基金に事務費として拠出するものでございます。

28ページをご覧ください。

第5款及び第1項ともに老人保健拠出金、第1目の老人保健医療費拠出金28万5,000円でございますが、老人保健医療の対象者に対する療養給付費の拠出金で、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものでございます。

第2目の老人保健事務費拠出金1万9,000円も、社会保険診療報酬支払基金に事務費として拠出するものでございます。

29ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに介護納付金は、1億3,106万8,000円でございますが、介護保険の第2号被保険者に係る割り当てられた保険料を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

30ページをご覧ください。

第7款、第1項ともに共同事業拠出金、第1目の高額医療費共同事業医療費拠出金7,251万1,000円でございますが、レセプト1件80万円以上の高額医療費の支払いのための共同事業で、三重県国民健康保険団体連合会から割り当てられた額を拠出するものでございます。

第3目・その他共同事業事務費拠出金1,000円は、三重県国民健康保険団体連合会に対して退職被保険者の資格の割り出しを行うための経費を拠出するものでございます。

第4目・保険財政共同安定化事業拠出金3億8,466万円でございますが、財政運営の安定化を図るための共同事業で、割り当てられた額を三重県国民健康保険団体連合会へ拠出するものでございます。

31ページをご覧ください。

第8款・保健事業費、第1項・特定健康審査等事業費、第1目・特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための健診等に係る電算事務委託料、健診委託料などの経費2,171万8,000円でございます。

32ページをご覧ください。

第8款及び第2項・保健事業費、第1目の保健衛生普及費354万7,000円は、国民健康保険保健事業として医療費通知に係る経費、脳ドック検診委託料などの経費でございます。

33ページをご覧ください。

第9款及び第1項ともに基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円につきましては、財政調整基金の積立利息でございます。

34ページをご覧ください。

第10款及び第1項ともに公債費、第1目の利子24万3,000円につきましては、一時借入金利子でございます。

35ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第1項・償還金、第1目の一般被保険者保険料還付金の150万円、第2目・退職被保険者等保険料還付金20万円は、いずれも保険料の過誤納付に対する還付金でございます。

36ページをご覧ください。

第13款、第1項、第1目ともに予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円でございます。

以上で、議案第34号 平成26年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

脇俊明住民課長

続きまして、議案第35号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度 紀北町後期高齢者医療特別会計予算。

平成26年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、5億5,894万9,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

それではその内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書の6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料9,992万2,000円と、第2目の普通徴収保険料5,121万8,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の算出に基づいております。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料は、保険料督促に係る手数料1,000円でございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金につきましては、3億2,611万7,000円でございますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り

入れるものでございます。

7 ページをご覧ください。

第2目・保険基盤安定繰入金 8,119 万円につきましては、保険料軽減分に係る繰入金でございます。

第6款・諸収入、第1項・延滞金加算金及び過料、第1目の延滞金につきましては、1,000 円計上してございます。

第2項・償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金 50 万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に、過誤が生じた際の還付金でございます。

次に、歳出につきまして、8 ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目の一般管理費 2,599 万円につきましては、職員人件費として職員1名分 880 万 4,000 円、一般事務事業につきましては、1,718 万 6,000 円でございますが、主なものとしましては、事務支援システム更新費 1,706 万 4,000 円のほか、事務費等でございます。

9 ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目の徴収費 60 万 1,000 円につきましては、保険料徴収事業として普通徴収に係る保険料を徴収するための経費でございます。

10 ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金 5 億 3,185 万 8,000 円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の運営経費を見込んだものでございます。

11 ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金 50 万円につきましては、過年度分の保険料の過誤納等に係る被保険者への還付金として歳入と同額でございます。

以上で議案第 35 号 平成 26 年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

中本衛議長

次に、議案第36号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

それでは、議案第36号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,818万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は3,600万円と定める。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入予算からご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入は1億6,667万9,000円であります。第1目・居宅介護サービス費収入614万1,000円は、第1節・短期入所生活介護費収入でありまして、居宅介護サービス費の保険者収入が486万1,000円、利用者収入が128万円でありませぬ。

第2目・施設介護サービス費収入は1億6,053万8,000円でありまして、第1節・施設介護サービス費収入で、施設介護サービス費の保険者収入が1億3,829万2,000円、利用者収入が2,224万6,000円であります。

第4款・寄附金、第1項・寄附金、第1目・老人ホーム寄附金は1,000円でございます。

第6款・繰越金、第1項・繰越金、第1目・繰越金は、歳計剰余金1,000円でございます。

続きまして、7ページをお願いします。

第7款・諸収入、第1項・受託事業収入、第1目・介護サービス事業受託事業収入につきましては、要介護認定調査受託事業収入の1,000円であります。

第2項・雑入、第1目・雑入につきましては31万7,000円でありまして、嘱託職員等雇用保険料、介護実習受入手数料、自動販売機設置手数料、選挙にかかる不在者投票事務経費でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は118万4,000円でありまして、広域連合からの低所得者の利用者軽減措置負担金の補助金収入であります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は1億6,306万4,000円あります。内容につきましては、職員人件費が正職員12名分で8,082万8,000円あります。嘱託職員等賃金につきましては18名分で4,554万円あります。

次に、老人ホーム管理運営事業は3,646万1,000円でありまして、管理運営事業の主なものといたしましては、嘱託医報酬ほか372万4,000円、消耗品費、光熱水費、賄材料費などの需用費が2,584万7,000円の、事業委託料、保守点検、検査等委託料が212万2,000円、寝具借上料などの使用料及び賃借料が169万6,000円。貯膳式温水ボイラー取替えの工事請負費が90万円、エアコンなどの備品購入費が92万4,000円などであります。

利用者育成事業といたしまして、夏祭り、クリスマス会等にかかる需用費、扶助費等の執行経費が23万5,000円あります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は507万5,000円で、短期入所生活介護にかかる経費であります。

続きまして、14ページをお願いします。

第4款・公債費、第1項・公債費、第1目・利子につきましては、一時借入金の利子4万4,000円あります。

以上で、議案第36号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

中本衛議長

次に、議案第37号についての内容説明を求めます。

久保水道課長補佐。

久保健作水道課長補佐

それでは、議案第37号 平成26年度紀北町水道事業会計予算書を説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

平成26年度紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号	給水戸数	9,555 戸
第2号	年間総給水量	244 万 6,228 立方メートル
第3号	一日平均給水量	6,702 立方メートル
第4号	主な建設改良事業	
	簡易水道統合に伴う変更認可申請書作成業務	2,092万円
	赤羽川左岸配水管布設替工事	3,200万円
	紅ヶ平浄水場監視制御設備更新工事	1,603万9,000円
	三浦地区配水管布設替工事(第3工区)	1,500万円
	船津地区配水管布設替工事(第2工区)	1,250万円
	中桐地区配水管布設替工事(第1工区)	2,820万円
	矢口浦地区配水管布設替工事(第1工区)	3,300万円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	第1款・水道事業収益	3億 269万1,000円
	第1項・営業収益	2億4,965万5,000円
	第2項・営業外収益	4,298万1,000円
	第3項・特別利益	1,005万5,000円
	第2款・簡易水道事業収益	1億4,413万1,000円

第1項・営業収益	9,879万6,000円
第2項・営業外収益	4,229万5,000円
第3項・特別利益	304万円
支出 第1款・水道事業費用	4億9,993万円
第1項・営業費用	2億9,474万5,000円
第2項・営業外費用	1,916万1,000円
第3項・特別損失	1億8,602万4,000円
第2款・簡易水道費用	1億6,152万9,000円
第1項・営業費用	1億1,949万4,000円
第2項・営業外費用	1,745万8,000円
第3項・特別損失	2,457万7,000円

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,510万円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,412万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,357万2,000円、建設改良積立金6,740万1,000円で補てんするものとする。）。

収入 第1款・資本的収入	1億3,776万6,000円
第1項・負担金	400万円
第2項・補助金	3,886万6,000円
第3項・企業債	9,490万円
支出 第1款・資本的支出	3億7,286万6,000円
第1項・建設改良費	2億3,053万5,000円
第2項・企業債償還金	1億4,233万1,000円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、限度額は簡易水道事業債4,750万円、過疎対策事業債4,740万円、計9,490万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

3ページをお願いいたします。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費 2億4,368万8,000円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,991万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、770万円と定める。

平成26年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、30ページからの予算実施計画説明書で、ご説明いたします。

なお、平成26年度の水道事業会計予算は、地方公営企業会計が昭和41年以来、約46年ぶりの大幅な制度改正でありますので、新しい勘定科目の設置が義務化されております。その改正内容を加えまして、ご説明させていただきます。

まず30ページ、収益的収入及び支出でございます。まず収入ですが、第1款・水道事業収益3億269万1,000円で、前年度予定額に対し4,032万3,000円を増額しております。

第1項・営業収益、第1目・給水収益は、2億4,758万7,000円であります。内容につきましては、紀伊長島区と海山区の上水道の使用料で、紀伊長島区は1億6,464万5,000円、海山区は8,294万2,000円を見込んでいます。

第2目・その他営業収益は206万8,000円であります。主なものとしては、給水工事用材料売却収益で56万2,000円、ペットボトル売却収益74万円、上水道の加入分担金12件、70万2,000円でございます。

次に営業外収益、第1目の受取利息及び配当金は5万4,000円で、これは定期預金の利息でございます。

第2目・補助金は209万1,000円であります。これは上水道企業債償還利子に対する一般会計からの補助金であります。

31ページをお願いします。

第3目・長期前受金戻入は4,032万円で、この勘定科目は制度改正により新たに設置した科目であります。平成25年度までは、補助金等により取得した固定資産の補助金部分について、償却を行わない、みなし償却が認められておりましたが、資産価値が適正に表示されないということから廃止となりました。このため、平成26年度減価償却費における特定財源部分を収益とみなし、戻入金として計上したものでございます。

第4目・雑収益は51万6,000円であります。主なものとしては、土地貸付料12万1,000円、退職給付引当金戻入益39万4,000円は、制度改正に伴い退職給付引当金戻入益でございます。

第3項・特別利益、第1目・長期前受金戻入は1,005万5,000円であります。これは補助金等により取得した固定資産の減損損失及び過年度分除却に伴う特定財源部分の収益価格を計上したものでございます。

32ページをお願いします。

第2款・簡易水道事業収益は、1億4,413万1,000円で、前年度予定額に対し2,125万8,000円を増額しております。

第1項・営業収益、第1目の給水収益は9,782万1,000円であります。これは簡易水道の水道使用料で、紀伊長島区2,249万9,000円、海山区7,532万2,000円でございます。

第2目・その他営業収益は97万5,000円で、主なものとしましては、給水装置工専用材料売却収入38万4,000円、簡易水道加入分担金10件分56万1,000円等でございます。

第2項・営業外収益、第1目・補助金は895万3,000円であります。これは簡易水道企業債償還利子にかかる一般会計からの補助金でございます。

第2目・長期前受金戻入3,330万3,000円は、第1款・水道事業収益同様に、みなし償却制度廃止に伴い計上したものでございます。

第3目・雑収益は3万9,000円でございます。これは退職給付引当金戻入益でございます。これにつきましても、第1款・水道事業収益同様、制度改正に伴い計上するものでございます。

33ページをお願いします。

第3項・特別利益、第1目・長期前受金戻入304万円は、第1款・水道事業収益同様に計上しました、固定資産の減損損益及び過年度分除却に伴う長期前受金戻入でございます。

34ページをお願いします。次に支出でございます。

第1款・水道事業費用は4億9,993万円で、前年度予定額に対して2億5,018万7,000円を増額しております。紀伊長島区の紅ヶ平、海山区の便ノ山浄水場にかかる費用でございます。

第1項・営業費用、第1目の原水及浄水費は3,344万7,000円で、上水道の原水及び浄水設備の維持管理費に要する費用を計上しております。主なものとしまして、委託料は原水及び処理水の水質検査委託料、水道施設保守点検委託料等で441万6,000円、修繕費は水源地等の修繕代で100万円、動力費は水源地及び浄水場の電気代2,579万円を計上しております。

第2目・配水及給水費は2,007万4,000円で、上水道の配水池及び給水や配水管の、維持管理に要する費用でございます。

主なものとしましては、修繕費は量水器取替工事、配水管修繕工事等で1,057万3,000円、動力費は加圧ポンプ、配水池の電気代で321万5,000円、材料費453万8,000円につきましては、量水器1,197戸の材料代と、給配水管修繕用材料代でございます。

第3目・総係費は1億634万4,000円でございます。上水道の水道料金の調定、収納事務のほか、事業活動全般に関する経費を計上しております。主なものとしては、水道水源保護審議会委員報酬260万円、給料は職員10名分の4,069万5,000円、手当等2,049万9,000円、それから36ページになりますが、節の3段目の法定福利費1,207万9,000円を計上しております。

節の1段目に戻りますが、賞与引当金繰入額は581万5,000円で、これは制度改正によりまして、平成27年度に支払いする6月分賞与で、平成26年度12月から3月までの4カ月分相当を積み立てすることを義務化されたものです。

賃金は嘱託職員2名分390万9,000円、委託料は878万9,000円で、水道料金システム97万6,000円、検針集金業務委託料432万5,000円、上水道管理システムデータ更新委託料211万7,000円等でございます。

節の下から4段目でございます。会費負担金770万6,000円は、三重県市町総合事務組合へ負担を計上しております。

次に、貸倒引当金繰入金は186万8,000円で、制度改正により水道料金の回収不能による損失に備え計上を義務化されたものです。

次に、37ページをお願いいたします。

第4目の減価償却費は1億3,026万3,000円で、上水道の送配水、給水管などの構築物やポンプなど機械及び装置等の減価償却費を計上しております。前年度予定額に対しまして、4,323万3,000円の増額となっておりますが、この要因としましては、みなし償却制度の廃止、古里・道瀬簡易水道事業が上水道に統合されることによるものです。

第5目の資産減耗費は326万8,000円で、建設改良で布設替えした給配水管や設備等の除却、棚卸資産の既存などの除却費を計上しております。

第6目・その他営業費用は134万9,000円で、指定工事店への材料売却に伴う原価46万7,000円とペットボトルの製造原価88万2,000円でございます。

第2項・営業外収益、第1目の支払利息及び企業債取扱諸費1,656万円は、上水道企業債利子償還金などでございます。

第2目・消費税及び地方消費税は260万円を計上しております。

38ページをお願いします。

第3項・特別損失は1億8,602万4,000円を計上しております。

第1目・減損損失は1,768万7,000円で、制度改正によるもので、遊休資産について、固定資産の帳簿価格を地価相当額まで減額するものでございます。

第2目・過年度損益修正損24万6,000円で、水道料金過誤納還付金を計上しております。

第3目・その他特別損失1億6,809万1,000円でございます。その内訳といたしまして、退職給付費は1億4,088万5,000円で、制度改正によって義務化された引当金を計上しております。将来確実に発生するであろう退職給付費に備えて引当金として事前に計上しておくものです。手当560万6,000円は、平成26年度の支払いする6月分所用分で、平成25年の12月、平成26年1月から3月までの4カ月分相当を積立することを義務化されたものです。

貸倒引当金繰入額1,621万7,000円は、水道料金の回収不能による損失に備えるために、計上するものでございます。

固定資産過年度分除却は534万3,000円であります。

第2款・簡易水道事業費用は、1億6,152万9,000円で、前年度予定額に対しまして、3,684万3,000円を増額しております。

第1項・営業費用、第1目・原水及浄水費は2,384万9,000円で、簡易水道の原水及び浄水施設の維持管理に要する費用でございます。主なものとしては、委託料は水質検査委託料、水道施設保守点検委託料等で606万5,000円、動力費は水源地及び浄水場の電気代で、

1,541万1,000円でございます。

第2目・配水及び給水費は905万3,000円で、簡易水道の配水池及び給配水管などの維持管理に要する経費でございます。主なものとしましては、通信運搬費、専用回線電話使用料11回線分で、150万9,000円。修繕費は量水器取替工事、給配水管修繕工事等で534万7,000円、材料費176万8,000円につきましては、量水器275個の材料代と給配水管修繕用材料代でございます。

第3目・総係費は1,239万8,000円で、簡易水道料金の調定や収納事務のほか、簡易水道事業全般にかかる経費でございます。主なものとしては、職員1名分の給料414万3,000円、手当190万6,000円、法定福利費116万7,000円でございます。

賞与引当金繰入額58万7,000円は、第1款・水道事業費用総係費同様で、制度改正によるものです。

委託料250万9,000円は、水道料金システム委託料41万9,000円、検針集金委託料190万5,000円等でございます。

第4目・減価償却費は6,961万3,000円で、簡易水道事業にかかる構築物、機械装置等の減価償却費を計上しております。

第5目・資産減耗費426万円は、建設改良工事等で布設替えした給配水管や設備等の除却費を計上しております。

第6目・その他営業費用32万1,000円は、給水装置工事用材料売却原価でございます。

第2項・営業外費用、第1目・支払利息及び企業債取扱諸費は1,745万8,000円で、簡易水道企業債利子償還金でございます。

第3項・特別損失は2,457万7,000円で、第1目・減損損失は931万2,000円で、第1款・水道事業費用同様で有給資産について、固定資産の帳簿価格を時価相当額まで減額するものでございます。

第2目・過年度損益修正損6万4,000円で、水道料金過誤納還付金でございます。

第3目・その他特別損失1,520万1,000円につきましても、第1款・水道事業費用でご説明いたしました内容と同様で、退職給付費1,408万8,000円、手当57万円、固定資産過年度分除却54万3,000円を計上しております。

42ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。

第1款・資本的収入は1億3,376万6,000円で、前年度予定額に対しまして3,613万5,000円の増額を計上しております。

第1項・負担金400万円は、建設改良工事に伴う消火栓10基分を、一般会計から負担していただくものです。

第2項・補助金3,886万6,000円は、簡易水道企業債償還元金にかかる一般会計からの補助金でございます。

第3項・企業債9,490万円は、建設改良企業債で簡易水道事業債4,750万円、過疎対策事業債4,740万円の借入を予定しております。

43ページをお願いします。

第1款・資本的支出は3億7,286万6,000円で、前年度予定額に対しまして7,163万8,000円の増額を計上しております。

第1項、第1目・上水道改良費は7,607万円で、委託料は2,607万円でございます。内訳といたしましては、上水道配水管布設替・支障移転工事実施設計業務300万円、沖見高区配水池耐震診断見直し業務215万円、簡易水道統合に伴う変更認可申請書作成業務2,092万円でございます。

工事請負費は5,000万円で、内訳といたしましては、上水道配水管布設替・支障移転工事1,000万円、長島大向井地区配水管支障移転工事800万円、赤羽川左岸配水管布設替工事3,200万円でございます。

第2目・固定資産購入費4,107万5,000円で、機械及び装置購入費3,701万4,000円の内訳といたしましては、機械及び装置購入費500万円、紅ヶ平浄水場監視制御設備更新工事1,603万9,000円、これは昭和59年3月に当施設が建設されておりますが、老朽化の進む機械やシステムなどを平成24年度から計画的に更新しており、平成26年度は監視制御システムを更新するものでございます。

便ノ山浄水場Nターミナル取替工事615万6,000円、これは監視警報装置が旧式の通信機器のため故障等が多くなったため新しく更新するものでございます。

名倉加圧所テレメータ装置取付及び監視装置改造工事326万1,000円、遠方監視装置を導入し、監視体制の強化を図るために導入いたします。

上里取水井水位計取付工事107万4,000円、緊急用浄水装置購入事業432万円は、緊急時河川等からの水を日量50tの飲料水に確保できる装置の購入費であります。平成26年度は海山区に配備を予定しております。

自動車購入業務116万4,000円は、老朽化による海山支所水道室の現場用軽自動車1台分の購入費であります。

工具器具備品購入費は406万1,000円で、内訳といたしましては工具器具備品購入費30万円、ハンディターミナル追加に伴う料金システム改修業務376万1,000円、これは水道使用料検針用機器で、現在、両区で30台保有するうち10台が老朽化しており、継続的に購入を計画していく予定です。

44ページをお願いいたします。

第3目・簡易水道改良費は1億1,339万円で、委託料1,469万円の内訳といたしましては、簡易水道配水管布設替・支障移転工事実施設計業務300万円、三浦地区配水管布設替工事に伴う設計業務300万円、中桐地区配水管布設替工事に伴う設計業務300万円、矢口浦地区配水管布設替工事に伴う設計業務300万円、上里配水池耐震診断見直業務269万円。

工事請負費9,870万円の内訳といたしましては、簡易水道配水管布設替・支障移転工事1,000万円、三浦地区配水管布設替工事（第3工区）1,500万円、船津地区配水管布設替工事（第2工区）1,250万円、中桐地区配水管布設替工事（第1工区）2,820万円、矢口浦地区配水管布設替工事（第1工区）3,300万円でございます。

平成26年度におきましても、上水道、簡易水道の老朽管、施設等の整備を図り、安定した水の供給に努めてまいり所存です。

第2項、第1目の企業債償還金は1億4,233万1,000円で、上水道企業債償還金が8,288万2,000円、簡易水道企業債償還金が5,944万9,000円であります。

以上で、平成26年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

中本衛議長

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のありました各議案に対する質疑については、第2日、3月6日と、第6日、3月10日の本会議で行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月6日水曜日と、3月10日の月曜日の本会議で行うことに決定しました。

日程第43

中本衛議長

次に、日程第43 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者から報告を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、報告第1号 専決処分の報告についてであります。議案第19号 損害賠償額の決定及び和解についてで説明を申し上げました事故のうち、昨年12月24日に損害賠償額を5万3,688円として、人身事故1件分の和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、1件のご報告を申し上げましたが、この本件事故に対しましてはですね、本当に多くの皆様に迷惑をおかけいたしましたし、また、議員の皆様には大変ご心配をおかけいたしましたことを、この場をお借りいたしまして、お詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。以上です。

中本衛議長

本件については、議会の委任による専決処分であることから、基本的には質疑は行わないこととされておりますが、ただいまの説明において、内容等について理解しがたい点があれば、再度説明を求めるということで、発言を許したいと思いますが、発言される方はございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで発言を打ち切り、報告第1号については聞き置くことといたします。

日程第44

中本衛議長

次に、日程第44 請願案件を議題といたします。

お手元に配付した請願文書表のとおり、請願 1 件を受理することとし、請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

谷事務局長。

谷吉希議会事務局長

それでは、請願文書表を朗読させていただきます。

平成26年 3 月紀北町議会定例会

平成26年 3 月 5 日

請願文書表

種 別 請願第 1 号

受理年月日 平成26年 2 月24日

件 名 長島地区公民館等の建設についての請願書

請願等の趣旨 西長島地区は住民が安心して避難できる避難路は、長島神社の避難路だけで、他の避難路は狭く急傾斜で、健全者だけの避難路ではないかと思えます。

西長島地区は住民生活に欠かせない生活用品の販売所も撤退したり、多目的会館の建物は耐震構造ではなく図書室を利用する子どもや区民の安全を守れない状態であることから、次のことを強く要望いたします。

1. 津波避難を兼ねた公民館の建設。
2. 公民館に安全な図書館の設置。
3. 公民館に障害者も働けるミニコンビニの設置。
4. 公民館に避難の為の部屋の設置。
5. 公民館に自治会活動の為の部屋の設置。
6. 公民館屋上に避難場所の設置。
7. 公民館の各階より山に避難の為の連絡通路の設置。
8. 建設用地として旧百五銀行跡地を要望します。

所有者には町に要望内容を説明し快く認諾していただいております。

9. 住民票等の窓口業務の設置。

請願者等住所及び氏名

紀北町紀伊長島区連合会長島地区自治会役員

紀北町紀伊長島区連合会長島地区自治会会 長 東 順一

紀北町紀伊長島区連合会長島地区自治会副会長	中野 宥旦
紀北町紀伊長島区連合会長島地区自治会副会長	川上 晃史
紀北町紀伊長島区連合会長島地区自治会理事	上野 開作
紀北町紀伊長島区連合会長島地区自治会理事	澤田周一郎
紀北町紀伊長島区連合会長島地区自治会理事	中村 実
紀北町紀伊長島区連合会長島地区自治会理事	大西 正義
紀北町紀伊長島区連合会長島地区自治会理事	樋口 健一

紹介議員氏名 東篤布、北村博司。

付託委員会は教育民生常任委員会となっております。

以上でございます。

中本衛議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、別紙文書表のとおり所管の委員会に付託することになりますので、ご報告申し上げます。

中本衛議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、一般質問通告書の締切りは、6日の午後1時であります。締切り時間については十分注意をしていただき、できるだけ早めにご提出くださるようお願いいたします。

中本衛議長

本日はこれで散会いたします。

(午後 4時 46分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 26 年 6 月 9 日

紀北町議会議長 中本 衛

紀北町議会議員 松永征也

紀北町議会議員 中津畑 正量